

# 海老名市教育委員会

(令和6年 4月 定例会議事日程)

日時 令和6年4月19日(金)

午後3時30分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

## 【教育長報告】

## 【報告事項】

- 日程第 1 報告第 5 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 6 号 令和5年度海老名市一般会計補正予算(第14号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 3 報告第 7 号 令和6年度海老名市一般会計補正予算(第1号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 4 報告第 8 号 海老名市教育委員会非常勤特別職(文化財保護審議会委員)の委嘱について
- 日程第 5 報告第 9 号 海老名市教育委員会非常勤特別職(奨学生選考委員会委員)の委嘱について
- 日程第 6 報告第 10 号 海老名市教育委員会非常勤特別職(学校運営協議会委員)の委嘱について
- 日程第 7 報告第 11 号 海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 8 報告第 12 号 海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について
- 日程第 9 報告第 13 号 海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正について
- 日程第 10 報告第 14 号 海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱の一部改正について
- 日程第 11 報告第 15 号 海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 12 報告第 16 号 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について
- 日程第 13 報告第 17 号 海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金要綱の一部改正について

**【審議事項】**

日程第 14 議案第 11 号 令和 6 年度（令和 5 年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

日程第 15 議案第 12 号 教育委員会所管施設の個別施設計画の改定について

日程第 16 議案第 13 号 海老名市登録文化財の登録について

**【報告事項（非公開予定）】**

日程第 17 報告第 18 号 いじめ等に関する「重大事態事案」の調査結果の報告について

# 海老名市教育委員会

令和6年度

## 4月定例会



### 【教育長報告】

#### 1 主な事業報告

令和5年度

- |           |   |
|-----------|---|
| 3月 5日 (火) | 教育委員会3月定例会<br>教育課題研究会                             |
| 6日 (水)    | 3月教頭会議<br>鈴木幸雄先生高齢者叙勲伝達式<br>一般質問市長ヒアリング           |
| 7日 (木)    | 現職教育運営協議会<br>初任者授業参観(杉本小)                         |
| 8日 (金)    | スマホスタンド寄贈セレモニー(有馬中)                               |
| 9日 (土)    | 学校管理職・行政職等人事異動内示                                  |
| 11日 (月)   | 市議会第1回定例会一般質問(第1日目)<br>県央交流教職員面談                  |
| 12日 (火)   | 中学校卒業式<br>えびな支援学校高等部卒業式                           |
| 13日 (水)   | 市議会第1回定例会一般質問(第2日目)<br>臨時校長会議                     |
| 14日 (木)   | 市議会第1回定例会一般質問(第3日目)                               |
| 15日 (金)   | 台湾とのオンライン交流授業参観(海西中)                              |
| 16日 (土)   | 海老名市少年消防クラブ修了式<br>総合教育会議(有馬高校)<br>青少年指導員連絡協議会定期総会 |
| 18日 (月)   | 文化財保護審議会  |
| 19日 (火)   | 小学校卒業式<br>えびな支援学校中等部卒業式                           |
| 21日 (木)   | 予算決算常任委員会文教社会分科会(予算審査)<br>海老名市交通安全対策協議会役員会        |

- 22日(金) 金山恭子先生高齢者叙勲伝達式  
不登校支援団体連絡会
- 24日(日) 吹奏楽部コカ・コーラさわやかコンサート
- 25日(月) 第三学期修了式  
朝のあいさつ運動(杉久保小・大谷中)  
中学校給食弁当調理業者へのあいさつ
- 26日(火) 新採用教職員採用前研修  
新聞販売業者からのハンドソープの寄贈  
学校地域ネットワークづくり運営委員会  
最高経営会議  
教頭人事交流者面接
- 27日(水) 市議会第1回定例会本会議(閉会)  
スタートカリキュラム実施説明会  
県行政職等交流者面接
- 28日(木) 学校委託金に係るマニュアル説明会  
ユースサポート事業報告会
- 29日(金) 教育委員会辞令交付(退職・異動)  
教職員辞令交付式(退職等)  
職員退任式(教職員への感謝状)  
フルインクルーシブ教育県との協定締結式  
給食関連業者創立100周年記念祝賀会
- 30日(土) 食の創造館別館開館記念式典  
EBINAPrixShimizu2023 記念コンサート

令和6年度

- 4月 1日(月) 教職員辞令交付式  
新採用教職員採用時研修会  
教育委員会辞令交付式
- 2日(火) 教育委員会関連施設年度始めのあいさつ巡視  
県央教育事務所所長年度始めのあいさつ来館  
指導主事会議  
全国道路標識標示業協会  
「子どもを守ろうプロジェクト」出陣式
- 3日(水) 臨時最高経営会議  
教育長辞令交付式
- 4日(木) 青色防犯パトロール講習会



5日(金) 第一学期始業式  
中学校入学式(海老名中)  
県インクルーシブ教育推進課あいさつ来館

6日(土) 中央農高入学式

8日(月) 小学校入学式(有鹿小)  
小学校野外教育活動東山荘説明会

9日(火) 初任者研修拠点校指導員連絡会  
スペシャルサポートルーム支援員辞令交付  
中学校給食開始日報道機関取材(柏ヶ谷中)  
不登校支援団体ぼちぼち面会  
湘北教職員組合あいさつ来館  
海老名青年会議所あいさつ来館



10日(水) 4月校長会議①  
補助指導員辞令交付  
七尾市派遣職員(鈴木真さん)激励会  
県インクルーシブ教育推進課打合せ

11日(木) 学校応援団連絡会  
全国都市教育長協議会理事会

12日(金) 学校委託金事務等説明会  
フルインクルーシブ教育有識者面談  
教育委員会歓送迎会

13日(土) 単P会長予定者会議

14日(日) 大谷神明社大谷歌舞伎見学  
青少年指導員連絡協議会総会(委嘱状交付)

16日(火) 介助員・看護介助員打合せ(辞令交付)  
おやこ劇場関係者面会

17日(水) 4月教頭会議  
自治会連合会総会  
児童指導担当者会  
昔かたりの会関係者面会

18日(木) 海老名ガイド協会創立20周年「歴史講演会」

19日(金) 教育委員会4月定例会  
教育課題研究会  
海老名市はやし保存連絡協議会総会



## ② 「勉強する」 ことについて

このことについては、以前にも、私の思いと考えをお伝えしたかもしれませんが、この前のマスコミに大きく取り上げられた、ある県の知事さんの新採用職員へのあいさつから、あらためて、「勉強する」 ことについて、思い返したところです。

私は、正直、いい加減な小学校教員でしたが、東北生まれということで、宮沢賢治の詩をよく読んでいました。

夕方、教室を掃除、こどもたちの机を整理整頓して、黒板に詩を書きおくことがよくありました。

1時間目がその詩の授業で終わってしまうこともありました。

そんなこどもたちに紹介した詩の中に宮沢賢治の「あすこの田はねえ」という作品がありました。

一〇八二 「あすこの田はねえ」

一九二七，七，一〇

あすこの田はねえ

あの種類では窒素があんまり多過ぎるから

もうきっぱりと灌水（みづ）を切ってね

三番除草はしないんだ

……一しんに畔を走ってきて

青田のなかに汗拭くその子……

<中略>

これからの本統の勉強はねえ

テニスをしながらかの先生から

義理で教はることではないんだ

きみのやうにさ

吹雪やわづかの仕事のひまで

泣きながら

からだに刻んで行く勉強が

まもなくぐんぐん強い芽を噴いて

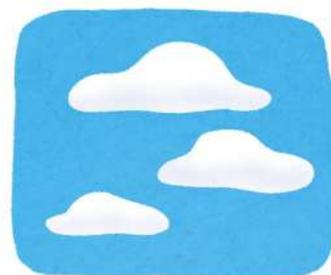
どこまでのびるかわからない

それがこれからの新しい学問のはじまりなんだ

ではさようなら



……雲からも風からも  
透明な力が  
そのこどもに  
うつれ……



もちろん、こどもたちとの毎日の授業、こどもたちの学習活動は、ナショナルスタンダードして、日本の義務教育として、法的に学習指導要領に示された学習内容を履修することが求められるところですが、私には、この詩が、心にひっかかりました。

自分の毎日の授業は、こどもたちにとって「本統の勉強」なのだろうか。

こどもたちひとりひとりにとって、毎日の学習活動はどんな意味があるのだろうか。

20代の青臭い教員の導き出した答えは、こどもたちが勉強を好きになるような授業をすること、嫌いにさせないこと、将来そのこどもが勉強したい、勉強せねばと決めたときに、それができる基礎的な力を身につけること、ということでした。

今は、学習評価もだいぶ変わりましたが、今から40年ほど前の学校では、学習成果を総括的に比べられ、それが学期ごとに評定として示されることから、その時間その時間は、前向きに学習活動に取り組んでいても、高学年にもなると、「頭がよくないから」「勉強苦手だから」などというネガティブな声も聞かれたところでした。

しかしながら、長く仕事して生活してきた大人たちは、学校での成績は成績で、進路選択には有効であるが、限られた学校という枠のもので、必ずしも社会でも同様ではないということを知っているのです。

「勉強する」ということは、自分を、自分の生活を、社会をよりよくするために、やらされるのではなく、主体的に取り組むことです。

だから、学校だけでなく、大人になっても、いくつになっても、ひたむきに学び続けることが「勉強する」ことだと、それが、今の私の答えなのです。

以上です。

※別紙資料 教職員への便り 令和5年度「いがすたいがすた」第12号  
令和6年度「いがすたいがすた」第1号



# いがすた いがすた

教育長だより 第 12 号

2024.3.22 伊藤 文康

来週の月曜日、25日が、修了式となります。

学級を閉じて、子どもたちを次へと送り出す準備は整ったでしょうか。

9日に中学校の卒業式があり、私は、大谷中学校に行きました。

19日は、小学校の卒業式で、社家小学校に行きました。

どちらの学校でも、卒業生への、校長先生はじめ教職員の深い思いが伝わってきました。そして、それに応える卒業生の姿に、感動しました。

修了式の日もそれぞれの教室で、同じようなプライスレスの感動の場面があることでしょう。私としては、子どもたちひとりひとりの心に、一年の思い出が残り、別れをかみしめながらも、その思いが、次の学校、次の学年への意欲につながるような、修了式の日を過ごしてほしいと思うところです。よろしくお願いします。

そして、みなさんには、何より、一年間、目の前の子どもたちのために、学校のために、力を尽くしていただき、本当に、ありがとうございます。

また、今年度をもって、ご退職の方々には、みなさんの人生の多くの時間を費やした教職員生活をふり返って、今、どのような思いでしょうか。

長い間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

ますます、お元気でお過ごしください。

## 『先生であること』

私の勝手な考え方ですが、「先生である」ということは、子どもたちより「先に生まれた」「先に生きている」ということで、そこから、子どもたちに、今の自分の思いや考えを伝えることだと思っています。

ひとつは、自分のこどもの頃の経験から、子どもたちの思いに寄り添い、子どもたちが自分に何を望んでいるかをイメージして、子どもたちとともに過ごす時間をたいせつにしてほしいということです。それは、うまくできない・わからない・失敗したこどもの心持ちを酌んで、指導・支援、声かけをしてほしいということです。

もうひとつは、みなさんが、子どもたちより先に生きてきて、これまでの自分の経験から、子どもたちに、自分が正しいと思う、自分がこうあるべきだと思う生き方を伝えてほしいということです。もちろん、それを強要するということではなく、先生から伝えられたことを、子どもたちがどう受けとめるかは、子どもたちが判断することです。でも、確かに、子どもたちの心の中には、みなさんの伝えた言葉が残っていることでしょう。

この一年、子どもたちは、みなさんに「先生！」と、素直に、声をかけてきたことでしょう。そんな中で、みなさんが「先生」として、子どもたちとともに、この一年過ごしたことに、私は、ただただ、感謝するのです。「先生」ありがとう。





# いがすた いがすた

教育長だより 第1号

2024.4.4 伊藤 文康

今年は、桜の花が、こどもたちとみなさんの新学期のはじまりと入学を待ってくれました。あとは、よい天気です！と願うところです。

さて、いよいよ明日から、令和6年度新学期、第一学期がはじまります。

新学期をはじめの準備、こどもたちを迎える準備の具合はいかがでしょうか。何より、みなさんひとりひとりの心の準備は、いかがでしょうか。

そして、体調はいかがでしょうか。

一年間、目の前のこどもたちのために、学校のために、職員室の仲間と助け合って、支え合って、それぞれの学校の学校教育活動を進めてほしいものです。

それでは、みなさん、令和6年度、次の春がやってくるまでの一年間となります。

健康第一で、元気に、笑顔で、よろしくお願いします。

## 『はじまりは』

「はじまりは」、ボチボチいきたいところですが、学校の新学期のはじまりは、そうはいかず、一日が終わると、こどもたちの机を眺めながら、教室で、「今日も何事もなく無事に終わった。」と、フーッと息を吐く感じを記憶しているところです。

新学期準備の事務では、私は、氏名のゴム印押しが苦手でした。先輩方は、まるで職人のように、ポンポン押しているのですが、曲がったり、字がつぶれたり、学級名簿や保健の名簿、下駄箱やロッカーなど、いっぱい押す場面があり、私は、うまくいかず、何回もやり直すことがあり、けっこうストレスでした。(今は、使っていないのでしょうか。)

「はじまりは」そんな忙しい毎日を過ごすことにはなりますが、私としては、ひとりひとりのこどもたちの様子をよく見てほしい、ひとりひとりのこどもに声をかけてほしいとお願いするところです。

4月1日に、異動や採用により、同じ学校組織ではありますが、新しい環境で仕事することになった方々は、実感していることでは、新たな集団の中で、人とのかわりながら過ごすことは、多くの経験を積んだ大人でも容易なことではありません。

そして、それは、もちろん、こどもたちも同じです。

「はじまりは」こどもたちひとりひとりが、新しい学校で、学級で、安心して過ごせるように、みなさんには、ていねいに見守って、支えてほしいものです。くれぐれも、自分をたいせつに、よろしくお願いします。





報告第 5 号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けで人事異動を発令したため

## 人事異動内訳

令和6年3月31日付け

区分	人数	小計	合計
指導主事	6人	6人	6人

令和6年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

区分	人数	小計	合計
部長級	2人	29人	29人
次長・専任参事級	1人		
参事級	2人		
課長級	5人		
係長級	4人		
主査級	2人		
主任主事級	3人		
主事級	1人		
技能労務職	2人		
新採用職員	主事補級 1人		
再任用職員	主査級 1人		
	主任主事級 1人		
	技能労務職 4人		

令和6年4月1日付け（転出者）

区分	人数	小計	合計
部長級	1人	7人	7人
課長級	1人		
係長級	2人		
主任主事級	1人		
主事級	2人		

令和6年4月1日付け（併任者）

区分	人数	小計	合計
課長級	3人	13人	13人
係長級	2人		
主査級	1人		
主任主事級	3人		
主事級	1人		
新採用職員	主事補級 2人		
再任用職員	主事級 1人		

報告第 6 号

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

## 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分 に係る意見の申出について

### 1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

### 2 教育長の臨時代理

令和6年第1回海老名市議会定例会に3月27日に追加上程する補正予算案について、3月21日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

### 3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分

### 4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

### 5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

### 6 根拠法令（抜粋）

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第20号  
令和6年3月21日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和5年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 北 内線5723

海教総収第5号  
令和6年3月22日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



令和5年度海老名市一般会計補正予算に関する意見の申出について

このことについて、令和5年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 郷原 内線 84610

令和5年度 海老名市一般会計補正予算（第14号）【教育委員会所管部分】

1 繰越明許費補正  
(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	繰越明許を必要とする理由
10 教育費	4 社会教育費	海老名市立中央図書館ブランド 改修工事	635	他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

報告第 7 号

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

## 令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分 に係る意見の申出について

### 1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

### 2 教育長の臨時代理

令和6年第1回海老名市議会定例会に3月27日に追加上程する補正予算案について、3月21日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

### 3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分

### 4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

### 5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

### 6 根拠法令（抜粋）

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第21号  
令和6年3月21日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和6年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 北 内線5723

海教総収第6号  
令和6年3月22日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



令和6年度海老名市一般会計補正予算に関する意見の申出について

このことについて、令和6年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 郷原 内線 84610

令和6年度 海老名市一般会計補正予算（第1号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正  
(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金		8,659,712	38,308	8,698,020	
2 国庫補助金	—	1,032,377	38,308	1,070,685	
7 交付金	—	156,238	38,308	194,546	
3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	—	156,238	38,308	194,546	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー一分)	企画財政課	156,238	38,308	194,546	学校給食費における物価高騰対策分の公費負担について、国の補助金を活用するため。
18 繰入金	—	1,586,386	△ 38,308	1,548,078	
2 基金繰入金	—	1,585,356	△ 38,308	1,547,048	
1 財政調整基金繰入金	—	38,308	△ 38,308	0	
1 財政調整基金繰入金	—	38,308	△ 38,308	0	
1 財政調整基金繰入金	企画財政課	38,308	△ 38,308	0	学校給食費における物価高騰対策分の公費負担について、国の補助金を活用するため。

報告第 8 号

海老名市教育委員会非常勤特別職（文化財保護審議会委員）の委嘱について

海老名市教育委員会非常勤特別職（文化財保護審議会委員）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

## 海老名市教育委員会非常勤特別職（文化財保護審議会委員及び専門委員）の 委嘱について

### 1 概要

海老名市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、委嘱を行ったため、報告する。

### 2 文化財保護審議会委員及び専門委員について

#### (1) 文化財保護審議会委員

市内文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議等を行うため、文化財に関し識見を有するものとして教育委員会が委嘱する者

#### (2) 文化財保護審議会専門委員

専門的事項を調査研究するため設置する部会に関し、文化財の専門的事項に識見を有するものとして教育委員会が委嘱する者

### 3 委嘱期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 委嘱した者

別紙「海老名市文化財保護審議会委員名簿」のとおり

# 海老名市文化財保護審議会委員・専門委員名簿

## 文化財保護審議会委員

※網掛け部分が委嘱対象者

氏名	分野	委嘱期間	当初委嘱	備考
はただ ひろあき 浜田 弘明	博物館学 人文地理学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	平成24年4月1日	桜美林大学教授
いのうえ やすし 井上 泰	古文書	令和5年6月1日 ~ 令和7年5月31日	令和元年6月1日	相模原市立公文書館職員
かたやま ひょうえい 片山 兵衛	郷土史 アジア近代史	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和2年4月1日	長春師範大学客員教授 元神奈川県立高等学校教諭、元海老名市社会教育指導員
やまもと つとむ 山本 勉	美術史 彫刻史	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和2年4月1日	鎌倉国宝館館長、清泉女子大学名誉教授、 東京国立博物館名誉館員、半蔵門ミュージアム館長
えびさわ もな 海老澤 模奈人	建築史	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和4年4月1日	東京工芸大学工学部教授、海老名市都市計画審議会委員
あおき たかし 青木 敬	考古学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和4年4月1日	國學院大学文学部教授
たかひさ まい 高久 舞	民俗学	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和6年4月1日	帝京大学 文学部日本文化科学 講師 國學院大学 文学部日本文学科 兼任講師

## 文化財保護審議会専門委員

氏名	分野	委嘱期間	当初委嘱	備考
かとう ひとみ 加藤 仁美	都市計画 景観	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和元年8月1日	元海老名市景観審議会委員 元東海大学工学部教授
ながさわ かや 長沢 可也	CG・ マルチメディア コンテンツ	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和元年8月1日	湘南工科大学名誉教授
かの ようこ 鹿野 陽子	造園	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日	令和元年8月1日	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授

報告第 9 号

海老名市教育委員会非常勤特別職（奨学生選考委員会委員）の委嘱について

海老名市教育委員会非常勤特別職（奨学生選考委員会委員）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文 康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

## 海老名市教育委員会非常勤特別職（奨学生選考委員会委員）の委嘱について

### 1 概要

人事異動に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告する。

### 2 海老名市奨学生選考委員会委員について

海老名市奨学生としての適否及び理由、その他必要な事項に係る協議を行う。

### 3 委嘱期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（前任者の残任期間）

### 4 委嘱した者

別紙名簿のとおり

令和6年度  
海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	ひらい あつこ 平井 敦子	民生委員児童委員	
2	フダ シュウジ 和田 修二	今泉小学校長	校長会長 【R5年度】奥泉 憲
3	すぎやま ひろたか 梶山 博考	海老名中学校長	
4	くぼたに ゆみこ 久保谷 由美子	有馬中学校長	
5	えんどう かずよし 遠藤 一義	海西中学校長	
6	こみや ようこ 小宮 洋子	柏ヶ谷中学校長	R5年度 霜島 恵
7	こばやし たけのり 小林 丈記	大谷中学校長	R5年度 村松 かおり
8	やまかわ いさむ 山川 勇	今泉中学校長	
9	ななうみ かつひろ 七海 勝浩	神奈川県立 海老名高等学校長	高校代表

報告第 10 号

海老名市教育委員会非常勤特別職（学校運営協議会委員）の委嘱について

海老名市教育委員会非常勤特別職（学校運営協議会委員）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

## 海老名市教育委員会非常勤特別職（学校運営協議会委員）の委嘱について

### 1 概要

海老名市立小中学校より変更の申し出があり、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告する。

### 2 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

### 3 委嘱期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 委嘱した者

別紙名簿のとおり

海老名市立 海老名小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	おだしま けいこ 小田島 恵子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	あかつか まこと 赤塚 誠	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	さんべ しよいち 三部 紹一	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	いこま あきら 生駒 晶	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	やまだ けいちろう 山田 圭一郎	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	すぎやま ひろたか 楢山 博考	R6. 4. 1	新規	学識経験者
7	おいずみ けん 奥泉 憲	R6. 4. 1	新規	校長
8	くすのき ゆうこ 楠 祐子	R6. 4. 1	新規	教頭
9	かざま だいすけ 風間 大輔	R6. 4. 1	新規	教職員
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	やまざき ひさお 山崎 久男	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	おおや かずまさ 大矢 和正	R6. 4. 1	新規	地域住民
3	もりやま てるお 森山 輝男	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	もりた ひろあき 森田 博明	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	なかがき ひろし 中垣 洋	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	はぶと いさむ 羽太 勇	R6. 4. 1	新規	地域住民
7	まつもと たかお 松本 孝夫	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	さいとう ゆうこ 齊藤 裕子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
9	はぎわら まさき 萩原 正規	R6. 4. 1	新規	保護者
10	すずき よしこ 鈴木 佳子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
11	くにづ ちえ 國次 千絵	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
12	ふじわら えりな 藤原 絵里奈	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
13	あおやま あきひろ 青山 明裕	R6. 4. 1	新規	教職員
14	たかはし かずこ 高橋 一子	R6. 4. 1	新規	教頭
15	いしい ゆき 石井 友紀	R6. 4. 1	新規	校長
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 有鹿小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	うすいもとみ 碓井 雅巳	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	かぎわたまさのり 鍵渡 正徳	R6. 4. 1	新規	学識経験者
3	おちまさのり 越智 正則	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	きたがわやえこ 北川 八重子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	おおくほさとし 大久保 敏	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	たなかゆみの 田中 由美野	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
7	いとうえみこ 伊藤 恵美子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
8	あらいえつこ 新井 悦子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
9	かぶらぎたく 鏑木 拓	R6. 4. 1	新規	地域住民
10	ひめのあけみ 姫野 珠実	R6. 4. 1	新規	校長
11	うちやまだいすけ 内山 大輔	R6. 4. 1	新規	教頭
12	みやしたしょうた 宮下 翔太	R6. 4. 1	新規	教職員
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 有馬小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	ふるこおり 古郡 宗正	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	やまぐち 山口 慎二	R6. 4. 1	新規	地域住民
3	ふたみ たかえ 二見 隆江	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	こまつ あきら 小松 明	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	むらやま のりゆき 村山 紀行	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	おくたに ふきこ 奥谷 婦貴子	R6. 4. 1	新規	地域住民
7	こばやし きみ 小林 堇実	R6. 4. 1	新規	保護者
8	すみだ あきこ 住田 晶子	R6. 4. 1	新規	校長
9	まえだ じゅんこ 前田 潤子	R6. 4. 1	新規	教頭
10	とくやま ひろみち 徳山 敬倫	R6. 4. 1	新規	教職員
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 大谷小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	いしい まさお 石井 正雄	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	ふじさわ 藤澤 ゆかり	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	いまべつが じゅんこ 今別府 淳子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	きりゆう ゆきお 桐生 行雄	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	ふっこし まさみ 吹越 真佐美	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	すずき たつや 鈴木 竜也	R6. 4. 1	新規	保護者
7	しまなか きょうこ 島仲 京子	R6. 4. 1	新規	校長
8	いわかみ かつなり 岩上 克成	R6. 4. 1	新規	教頭
9	いわせ あゆみ 岩瀬 歩	R6. 4. 1	新規	教職員
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 上星小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くりやま あきお 栗山 明郎	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	ひぐち るりこ 樋口 るり子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	なかもら ひとみ 仲村 ひとみ	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	こじま ひろひと 小島 洋人	R6. 4. 1	新規	保護者
5	わたべ ようこ 渡部 洋子	R6. 4. 1	新規	その他 (学童クラブ職員)
6	わだ なみよ 和田 波代	R6. 4. 1	新規	校長
7	ふるた ひさし 古畑 愼	R6. 4. 1	新規	教頭
8	いしかわ ゆういちろう 石川 雄一郎	R6. 4. 1	新規	教職員
9	わだ かりん 和田 夏凜	R6. 4. 1	新規	教職員
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 中新田小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	かきはら ゆうじ 笠原 祐治	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	かぎわた かよこ 鍵渡 香代子	R6. 4. 1	新規	学識経験者
3	わたなべ ふじお 渡邊 富二夫	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	ななうみ かつひろ 七海 勝浩	R6. 4. 1	新規	学識経験者
5	はやし あさみ 林 麻佐美	R6. 4. 1	新規	学識経験者
6	あんどう のぶたか 安藤 信貴	R6. 4. 1	新規	学識経験者
7	ふじい ひさお 藤井 寿生	R6. 4. 1	新規	保護者
8	おおやま けいぞう 大山 圭三	R6. 4. 1	新規	保護者
9	くぼた ゆうこ 久保田 祐子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
10	みやだい りえ 宮台 理恵	R6. 4. 1	新規	教職員
11	いしだ まさき 石田 雅樹	R6. 4. 1	新規	教頭
12	だんのうら かおり 檀浦 かおり	R6. 4. 1	新規	校長
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

## 海老名市立 門沢橋小学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則2年間）

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	ふたみ こうじ 二見 宏二	R6. 4. 1	新規	地域住民
2	しみず ふみお 清水 文夫	R6. 4. 1	新規	地域住民
3	おおしま ちか 大島 千佳	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	よねやま めぐみ 米山 恵	R6. 4. 1	新規	学識経験者
5	うしむら ただお 牛村 忠雄	R6. 4. 1	新規	学識経験者
6	すずき みゆき 鈴木 美由紀	R6. 4. 1	新規	保護者
7	たけい ともかつ 武井 友勝	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	おおかわら としかず 大河原 俊一	R6. 4. 1	新規	地域住民
9	あおき けんいち 青木 賢一	R6. 4. 1	新規	地域住民
10	いちかわ よしかず 市川 由一	R6. 4. 1	新規	地域住民
11	きかい けいこ 境 景子	R6. 4. 1	新規	校長
12	つちや まさみ 土谷 政巳	R6. 4. 1	新規	教頭
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

## 海老名市立 東柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則2年間）

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	おくだ いつなり 奥田 五成	R6. 4. 1	新規	校長
2	はが けいこ 芳賀 敬子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	はしもと えみり 橋本 絵美里	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	うえき ゆみこ 植木 由美子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	うみの のぞみ 海野 望	R6. 4. 1	新規	保護者
6	さとう みつあき 佐藤 充明	R6. 4. 1	新規	保護者
7	ふたみ よしお 二見 吉男	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	やぎした たいすけ 柳下 泰介	R6. 4. 1	新規	地域住民
9	ながい とおる 長井 徹	R6. 4. 1	新規	地域住民
10	おうち かずたか 逢地 和孝	R6. 4. 1	新規	地域住民
11	せとぐち つよし 瀬戸口 壮	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
12	くどう しん 工藤 真	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
13	あおやま ひろふみ 青山 広文	R6. 4. 1	新規	地域住民
14	もりや よしこ 守谷 美子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
15	たかはし のりつぐ 高橋 典嗣	R6. 4. 1	新規	学識経験者
16	こいけ かずみ 小池 一美	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
17	ますだ ひでき 増田 英樹	R6. 4. 1	新規	地域住民
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 社家小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	つづき みゆき 津々木 美幸	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	さんだ ひでき 三田 英樹	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	おのり ふみたか 大乗 文孝	R6. 4. 1	新規	学識経験者
4	ささき ひろふみ 佐々木 宏文	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	かすがい みほ 春日井 美穂	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	よねやま めぐみ 米山 恵	R6. 4. 1	新規	学識経験者
7	そが こうじ 曾我 幸治	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	かねこ ゆきえ 金子 幸枝	R6. 4. 1	新規	地域住民
9	くちき まさみ 朽木 正美	R6. 4. 1	新規	地域住民
10	なかぼち ゆうき 中鉢 裕季	R6. 4. 1	新規	地域住民
11	よしだ えりか 吉田 絵梨香	R6. 4. 1	新規	保護者
12	あさい だいすけ 浅井 大輔	R6. 4. 1	新規	校長
13	おざき ゆみ 尾崎 由美	R6. 4. 1	新規	教頭
14	おおべ しんすけ 大部 信介	R6. 4. 1	新規	教職員
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 杉久保小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	伊藤 健三 いとう けんぞう	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	岩崎 佐容子 いわさき さよこ	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	川口 竜史 かわぐち りゅうじ	R6. 4. 1	新規	保護者
4	山本 敏昭 やまもと としあき	R6. 4. 1	新規	保護者
5	金子 由美子 かねこ ゆみこ	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	前田 正晴 まえだ まさはる	R6. 4. 1	新規	地域住民
7	山室 修次 やまむろ しゅうじ	R6. 4. 1	新規	学識経験者
8	坂野 千幸 さかの ちゆき	R6. 4. 1	新規	校長
9	坂田 美帆 さかた みほ	R6. 4. 1	新規	教頭
10	三橋 正人 みつはし まさと	R6. 4. 1	新規	教職員
11	東 優也 あずま ゆうや	R6. 4. 1	新規	教職員
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 今泉小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	いずみ まさゆき 和泉 雅幸	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	なかの たかのり 中野 隆則	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	いわさき めぐみ 岩崎 恵	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	もりや さちこ 守屋 佐千子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	きじま ちえみ 木島 智恵美	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	わだ しゅうじ 和田 修二	R6. 4. 1	新規	校長
7	なかしま ただすけ 中島 忠相	R6. 4. 1	新規	教頭
8	かなかし たいいちろう 金指 太一郎	R6. 4. 1	新規	教職員
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 杉本小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	たきざわ みほこ 瀧澤 美穂子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	ふじよし 藤吉 ひとみ	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	かわむら おきむ 河村 浩	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	すずき あや 鈴木 亜矢	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
5	おいかわ しんじ 及川 晋二	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	たちかわ としゆき 田地川 俊行	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
7	まつなが つよし 松永 剛	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
8	たかはし ひろゆき 高橋 裕之	R6. 4. 1	新規	地域住民
9	おがわ ゆりこ 小川 百合子	R6. 4. 1	新規	校長
10	おくはら ごう 奥原 豪	R6. 4. 1	新規	教頭
11	すずき みきお 鈴木 幹央	R6. 4. 1	新規	教職員
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 海老名中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	いまい けんいちろう 今井 健一郎	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	まつしま のぞみ 松島 希	R6. 4. 1	新規	その他(学童クラブ職員)
3	ななうみ かつひろ 七海 勝浩	R6. 4. 1	新規	学識経験者
4	おいずみ けん 奥泉 憲	R6. 4. 1	新規	学識経験者
5	おだじま けいこ 小田島 恵子	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	おおしま なおこ 大島 直子	R6. 4. 1	新規	学識経験者
7	にいみ たかひさ 新美 貴久	R6. 4. 1	新規	保護者
8	こさか ひろひさ 小坂 浩久	R6. 4. 1	新規	教職員
9	かわの ひろし 河野 洋	R6. 4. 1	新規	教頭
10	すぎやま ひろたか 楢山 博考	R6. 4. 1	新規	校長
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 有馬中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	きむら かずお 木村 和雄	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	はしもと みずき 橋本 瑞貴	R6. 4. 1	新規	保護者
3	しおい としかつ 塩井 俊勝	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	しば よしたか 芝 善孝	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	もりした けん 森下 賢人	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	さんだ ひでき 三田 英樹	R6. 4. 1	新規	地域住民
7	たけい てつや 武井 哲也	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	よねやま めぐみ 米山 恵	R6. 4. 1	新規	学識経験者
9	おおしま ちか 大島 千佳	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
10	みやだい いさお 宮台 功	R6. 4. 1	新規	地域住民
11	くぼたに ゆみこ 久保谷 由美子	R6. 4. 1	新規	校長
12	やまぐち あつし 山口 篤	R6. 4. 1	新規	教頭
13	いしだ ゆう 石田 裕	R6. 4. 1	新規	教職員
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 海西中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	ないとう 奈美恵 内藤 奈美恵	R6. 4. 1	新規	地域住民
2	かぎわた 香代子 鍵渡 香代子	R6. 4. 1	新規	学識経験者
3	かく いきお 加来 功	R6. 4. 1	新規	学識経験者
4	すがわら はじめ 菅原 肇	R6. 4. 1	新規	学識経験者
5	やまもと のりお 山本 典男	R6. 4. 1	新規	学識経験者
6	えんどう かずよし 遠藤 一義	R6. 4. 1	新規	校長
7	しみず たくみ 清水 匠	R6. 4. 1	新規	教頭
8	もり さとし 盛 智史	R6. 4. 1	新規	教職員
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 柏ヶ谷中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	のなか みきこ 野中 幹子	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	ひ やぎき よしき 飛矢崎 義基	R6. 4. 1	新規	学識経験者
3	しばや きよみ 澁谷 清美	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	はしもと えみり 橋本 絵美里	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	もりやま てるお 森山 輝男	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	ふたみ よしお 二見 吉男	R6. 4. 1	新規	地域住民
7	おの たけひろ 小野 武弘	R6. 4. 1	新規	地域住民
8	てら かずひこ 寺 和彦	R6. 4. 1	新規	保護者
9	おおぬき なおこ 大貫 直子	R6. 4. 1	新規	保護者
10	こみや ようこ 小宮 洋子	R6. 4. 1	新規	校長
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

海老名市立 大谷中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くまざわ みえこ 熊澤 美恵子	R6. 4. 1	新規	学識経験者
2	あきば ひろゆき 秋庭 博行	R6. 4. 1	新規	学識経験者
3	ふつこし まさみ 吹越 真佐美	R6. 4. 1	新規	地域住民
4	いわさき さよこ 岩崎 佐容子	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	よしだ まもる 吉田 守	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	うたかわ ともこ 雅楽川 知子	R6. 4. 1	新規	保護者
7	こばやし たけのり 小林 丈記	R6. 4. 1	新規	校長
8	おおや たかし 大矢 貴史	R6. 4. 1	新規	教頭
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 今泉中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2024.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くりやま あきお 栗山 明郎	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
2	ひぐち るりこ 樋口 るり子	R6. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
3	うすい もとみ 碓井 雅巳	R6. 4. 1	新規	学識経験者
4	みやした よしお 宮下 良雄	R6. 4. 1	新規	地域住民
5	ひらい ちえこ 平井 千恵子	R6. 4. 1	新規	地域住民
6	かねだ ゆかり 金田 ゆかり	R6. 4. 1	新規	保護者
7	なるせ ゆきこ 成瀬 由紀子	R6. 4. 1	新規	保護者
8	しみず あさこ 清水 麻子	R6. 4. 1	新規	教職員
9	かわの こう 河野 康	R6. 4. 1	新規	教頭
10	やまかわ いさむ 山川 勇	R6. 4. 1	新規	校長
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和8年3月31日まで。

報告第 11 号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間  
学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正を行ったため

**海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について**

1 趣旨

市では、海老名市教材費支援事業において、小学校1年生・中学校1年生に対し、教材費の公費負担を行っています。さらなる保護者負担軽減のため、全学年の児童生徒の教材費無償化に取り組みます。

海老名市立学校においては、現物支給を行いますが、私立学校等に通う児童生徒につきましては、補助金で支援を行うため、所要の改正を行いましたので、報告します。

2 改正内容

- ・対象学年の拡大

対象を小学校1年生及び中学校1年生から全学年に拡大しました。

《児童生徒の一人当たりの上限額の設定》

新

小学校	
1年	10,000円
2年	12,000円
3年	16,000円
4年	11,000円
5年	12,000円
6年	13,000円

中学校	
1年	19,000円
2年	13,000円
3年	14,000円



旧

小学校	
1年	10,000円

中学校	
1年	17,000円

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在  
学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小中学校で必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学している児童生徒等の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。中学校夜間学級の場合、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒の保護者があるときは、当該保護者をいう。
- (3) 教材 次に掲げるものをいう。
  - ア 小中学校で使用するワークテスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類
  - イ 小中学校で使用すると認められる資料
  - ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの
- (4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。
- (5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。

- (6) 特別支援学校 法第72条に規定する特別支援学校をいう。
- (7) 区域外小中学校 海老名市以外の公立小中学校をいう。
- (8) 中学校夜間学級 相模原市立大野南中学校分校夜間学級をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学する児童生徒等に必要な教材の購入に係る事業とする。ただし、他の補助制度の対象となる事業は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、海老名市に住所を有し、私立小中学校、特別支援学校又は区域外小中学校に在学している児童生徒等の保護者及び、中学校夜間学級に在学している生徒（保護者があるときは、当該保護者）とする。ただし、当該年度で就学援助を受けている者は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該年度内に購入する教材に係る費用で、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 小学校1学年 10,000円
- (2) 小学校2学年 12,000円
- (3) 小学校3学年 16,000円
- (4) 小学校4学年 11,000円
- (5) 小学校5学年 12,000円
- (6) 小学校6学年 13,000円
- (7) 中学校1学年 19,000円
- (8) 中学校2学年 13,000円
- (9) 中学校3学年 14,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等

に係る教材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
- (3) 申請者の身分を証する書類

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助事業者は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30

日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

《平成27年4月1日・制定》

《平成29年4月1日・改正》

《令和3年4月1日・改正》

《令和5年4月1日・改正》

《令和5年7月1日・改正》

《令和6年4月1日・改正》

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象教材
- 2 交付申請額 円
- 3 累計申請額 円
- 4 対象児童生徒
  - (1) 氏名
  - (2) 学校
  - (3) 学年 年
- 5 関係文書
  - (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
  - (2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
  - (3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

海就支収第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次の  
とおり決定したので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中  
学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知し  
ます。

1 交付・不交付の区分

- 交付  
 不交付（理由）

2 対象教材

3 交付決定額 円

4 累計決定額 円

5 対象児童生徒

- (1) 氏名  
(2) 学校  
(3) 学年 年

6 交付条件

- (1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
イ 補助金を他の用途に使用したとき。  
ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。  
エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所  
フリガナ  
氏名

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助  
金に係る事業について、次の理由により事業を（変更・中止）したいので、海老名市  
私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に  
係る教材費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更（中止）後の交付申請額 円
- 3 変更（中止）の理由
  
- 4 変更の内容

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年教材費補助金の変更・  
中止については、次のとおり承認することとしたので、海老名市私立小中学校、特別  
支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交  
付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 交付条件（変更の場合）

（1） 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取  
り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで  
きる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

（2） その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

年 月 日

海老名市長 殿

住所

フリガナ

氏名

印 ※

電話番号

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 累計請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)							
	(支店・支所・出張所)							
種 類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、小中学校 <u>で</u>必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学している <u>児童生徒等の保護者</u>に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒をいう。</p> <p>(2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。中学校夜間学級の場合、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒の保護者があるときは、当該保護者をいう。</p> <p>(3) 教材 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 小中学校で使用するワークテスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類</p> <p>イ 小中学校で使用すると認められる資料</p> <p>ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの</p> <p>(4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。</p> <p>(5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。</p>	<p>海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、小中学校 <u>入学時に</u>必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学している <u>第1学年の児童生徒等の保護者</u>に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒をいう。</p> <p>(2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。中学校夜間学級の場合、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒の保護者があるときは、当該保護者をいう。</p> <p>(3) 教材 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 小中学校で使用するワークテスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類</p> <p>イ 小中学校で使用すると認められる資料</p> <p>ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの</p> <p>(4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。</p> <p>(5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。</p>



老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
- (3) 申請者の身分を証する書類

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助事業者

は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
- (3) 申請者の身分を証する書類

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 補助事業者

は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 第6条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長 が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 《平成27年4月1日・制定》
- 《平成29年4月1日・改正》
- 《令和3年4月1日・改正》
- 《令和5年4月1日・改正》
- 《令和5年7月1日・改正》
- 《令和6年4月1日・改正》

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

- 《平成27年4月1日・制定》
- 《平成29年4月1日・改正》
- 《令和3年4月1日・改正》
- 《令和5年4月1日・改正》
- 《令和5年7月1日・改正》

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所  
列挙  
氏名  
電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区  
域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6  
条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象教材
- 2 交付申請額 円
- 3 累計申請額 円
- 4 対象児童生徒  
(1) 氏名
- (2) 学校
- (3) 学年 年
- 5 関係文書

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
- (3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所  
列挙  
氏名  
電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級  
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区  
域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6  
条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象教材
- 2 交付申請額 円
- 3 累計申請額 円
- 4 対象児童生徒  
(1) 氏名
- (2) 学校
- \_\_\_\_\_
- 5 関係文書

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
- (3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

第2号様式（第7条関係）

海老名支取簿 号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級

在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市私立立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付・不交付の区分

交付

不交付（理由）

2 対象教材

3 交付決定額 円

4 累計決定額 円

5 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

(3) 学年 年

6 交付条件

(1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

第2号様式（第7条関係）

海老名支取簿 号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級

在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市私立立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付・不交付の区分

交付

不交付（理由）

2 対象教材

3 交付決定額 円

4 累計決定額 円

5 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

年 月 日

6 交付条件

(1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

報告第 12 号

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

### 1 趣旨

令和6年度の国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価変更、海老名市教材費支援事業の対象学年拡大及び市立中学校の完全給食開始に伴い、海老名市スクールライフサポート実施要綱（別表及び様式）の所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

#### (1) 新入学児童生徒学用品費の改正（別表）

令和6年度の国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価変更に伴い、下記のとおり新入学児童生徒学用品費を改正する。

新入学児童生徒学用品費（小学校）「54,060円」→「**57,060円**」

#### (2) 学用品費の改正（別表）

令和6年度の教材費支援事業において、これまで小1・中1に対して行っていたものを全学年に拡大することに伴い、下表のとおり学用品費を改正しました。

学年	学用品費		算出根拠		
	令和5年度	令和6年度	学用品費	—	教材費支援額
小1	1,630円	<b>1,630円</b>	11,630円	—	10,000円 = 1,630円
小2	11,630円	<b>0円</b>	11,630円	—	12,000円 = 0円
小3	11,630円	<b>0円</b>	11,630円	—	16,000円 = 0円
小4	11,630円	<b>630円</b>	11,630円	—	11,000円 = 630円
小5	11,630円	<b>0円</b>	11,630円	—	12,000円 = 0円
小6	11,630円	<b>0円</b>	11,630円	—	13,000円 = 0円
中1	5,730円	<b>3,730円</b>	22,730円	—	19,000円 = 3,730円
中2	22,730円	<b>9,730円</b>	22,730円	—	13,000円 = 9,730円
中3	22,730円	<b>8,730円</b>	22,730円	—	14,000円 = 8,730円

(※) 学用品費…各教科の学習に必要とされる教材や文具等の購入費

#### (3) 中学校給食開始に伴う文言の整理（様式）

「海老名市スクールライフサポート申請書」における援助費の直接払いに関する誓約文のうち、「中学校のミルク給食」「給食弁当の料金」の文言を削除しました。

### 3 新旧対照表

別添のとおり

### 4 施行期日

令和6年4月1日

### 5 スケジュール

令和6年4月 要綱施行  
教育委員会定例会（報告議案）

## 海老名市スクールライフサポート実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立小中学校児童生徒 海老名市立の小学校・中学校に在学している児童生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条第1項に規定する区域外就学を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可した者を含む。）をいう。
- (2) 国公立小中学校児童生徒 海老名市に住所を有する者で、国立の小学校・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び私立の小学校・中学校に在学する児童生徒をいう。ただし、法第72条に規定する特別支援学校に在学する児童生徒を除く。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項の規定により、翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の児童をいう。
- (4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による援助費の支給の対象者（以下「対象者」という。）は、市立小中学校児童生徒、国公立小中学校児童生徒及び就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。

ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者（世帯員の増加による

保護の停止又は廃止を除く。)

イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づき市町村民税非課税の者

ウ 地方税法第 323 条に基づき市町村民税が減免されている者

エ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条及び第 90 条に基づき国民年金の保険料が減免されている者

オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第 717 条の規定により国民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第 15 条第 1 項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者

カ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、申請する年度の 4 月 1 日における海老名市の生活保護法による保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の 1.4 倍以下の者

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

(援助の費目及び援助額)

第 4 条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第 6 条第 1 項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第 8 条に規定する指定学校変更及び区域外

就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

(申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、国公立児童生徒及び就学予定者に係る援助費の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第5条第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支給認定の可否を決定する。

2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書（第2号様式）により校長を経由して認定者に通知するものとする。

この場合において、国公立児童生徒及び就学予定者に係る援助費の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

3 前項の規定により支給の認定をした者のうち、第3条第1項第2号に規定した事由に基づき認定し、かつ、当該年度の市民税課税確定前に認定をした者は、市民税課税確定後に再審査を行い、再度支給認定の可否を決定する。

(支給の手続)

第7条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再支給)

第8条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会  
が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

(変更の届出等)

第9条 認定者は、第5条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速や  
かにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、  
就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直接届け出なければ  
ならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続  
について再審査の可否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断し  
たときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(取消し及び返還)

第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全  
部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。

(3) 第2条第1項第2号の規定で認定をした者が、同号の規定に該当しなくなったと  
き。

2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、  
当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その返還を命ずるこ  
とができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別  
に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

《平成31年2月1日・一部改正》

《令和元年10月1日・一部改正 平成31年4月1日・適用》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和4年1月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

《令和4年11月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和5年8月1日・一部改正 令和5年4月1日・適用》

《令和6年4月1日・一部改正》

## 別表

## 援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	1,630円	1年生※2	3,730円
	2年生※2	—	2年生※2	9,730円
	3年生※2	—	3年生※2	8,730円
	4年生※2	630円		
	5年生※2	—		
	6年生※2	—		
通学用品費※3	2年～6年	2,270円	2年・3年	2,270円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	57,060円	1年生※6	64,800円
	1年生※6			
	6年生※7	64,800円		
校外活動費（宿泊なし）※8	1,600円		2,310円	
校外活動費（宿泊あり）※8	3,690円		6,210円	
修学旅行費※8・9	22,690円		60,910円	
修学旅行積立費※8・9	—		60,910円	
通学費	実費額（上限40,020円）		実費額（上限80,880円）	
学校給食費※10	実費額		実費額	
オンライン学習通信費※11	11,880円（月額990円）		11,880円（月額990円）	

## 備考

別表中の用語については、次のとおりとする。

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、小学校2年生・3年生・5年生・6年生は11,630円、小学校4年生は11,000円、中学校1年生は19,000円、中学校2年生は13,000円、中学校3年生は14,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,910円を上限とする。
- ※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、

その支給額分を除く。

※10 市立小中学校の当該年度の年額を上限額とする。また、国公立小中学校の学校給食費は、学校が全児童生徒に対して一律に提供する学校給食で、保護者から一定の費用を徴収するものを対象とする。

※11 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用Wi-Fiルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

第1号様式(第4条関係) その1

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_  
 (保護者) 電話(自宅) ( ) \_\_\_\_\_  
 電話(携帯) ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。

また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、援助費の受給額に余剰を生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

(※) 海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費を海老名市に、また、修学旅行積立費を業者に直接支払うことに同意します。また、援助費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※学校給食費及び修学旅行積立費の直接払いは、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記(※)海老名市教育委員会より「同意します。」の部分をご二重線で削除してください。同意されない場合には、支払いが確認できた後に支給します。

援助を受けたい児童生徒名 ※兄弟姉妹が同じ学校に在籍している場合には1枚での申請が可能です。 ※兄弟姉妹でも、小学生と中学生は別用紙で申請してください。	(7桁付)	生年月日 平成 年 月 日	学校名 (新)学年	年	小 学 校
	(7桁付)	生年月日 平成 年 月 日		年	
	(7桁付)	生年月日 平成 年 月 日		年	
	(7桁付)	生年月日 平成 年 月 日		年	

世帯の状況(お子さんと生計を共にする方全員) ※援助を受けたい児童生徒を除く	フリガナ	児童生徒から見た続柄	生年月日(年齢)	勤務先名称(パート・非常勤含む)又は在学学校名・在園名、学年等	所得の有無 ※カマド内に税申告上の扶養者名を記入してください。
	氏名		明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有 ・ 無 ( )

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名をお願いします。

※ 年 月 日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や 年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。  
 なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に 年 月 日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

第1号様式(第4条関係) その2

◎ 援助費の振込先口座				
※前年度にスクールライフサポートを受けている方は、できるだけ同じ口座にしてください。 ※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、通帳を確認し、必ず振込用の口座番号を記入してください。 ※学校から現金での受取を希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。				
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ		金融機関コード	支店コード	口座番号(7ケタ)
口座名義人 (保護者に限る)				
◎ スクールライフサポートの受給状況	<input type="checkbox"/> 前年度受けていた <input type="checkbox"/> 受けたことがある( 年度) <input type="checkbox"/> 今回初めて申請した <input type="checkbox"/> 他市区町村で受けていた 【 年度、 市・区・町・村】			
中 請 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護をうけていた。( 年 月 日 停止・廃止) ※婚姻等による廃止では、認定できませんので、別の理由にて申請してください。 <input type="checkbox"/> 市民税の減免を受けている。※非課税世帯とは異なります。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 <input type="text"/> 】 (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。) <input type="checkbox"/> 災害( )により避難してきたため。 <input type="checkbox"/> 職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください)			
◎ 住居について				
<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 家賃月額 円 ※賃貸の場合には賃貸借契約書等のコピーの提出が必要です。(所得審査の方のみ) <input type="checkbox"/> その他( ) ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません。 ※親族等に部屋代として支払っている場合は賃貸に含まれません。				
◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について(任意記入)				
<input type="checkbox"/> 審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。 ※4月中の支給を希望される場合には、 年 月 日( )までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要がございますのでご注意ください。 ※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。何らかの事情により添付ができない場合には、就学支援課までご相談ください。 ※市民税課税確定後(6月)に再審査をします。その結果、所得が認定基準額を超えた場合は、すでに支給済の援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。				

※※※ 学校使用欄 ※※※

◀ スクールライフサポート実施に伴う学校長所見 ▶  当該児童生徒のスクールライフサポートの申請を認める。

特記事項

当該申請者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

海老名市立

学校

海老名市教育委員会 殿

校長

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

--

<input type="checkbox"/> 認定 ( )	}	生保 減免 児扶 所得 他( )
<input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 追加		
<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規		
<input type="checkbox"/> 非認定		

様



海老名市教育委員会

スクールライフサポート 認定通知書

受給申請のありました、令和 年度スクールライフサポートについて、審査の結果、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 学校名      | 学校       |
| 2 | 学年・児童生徒名 |          |
| 3 | 認定年月日    | 令和 年 月 日 |
| 4 | 費用一覧     |          |

(教示)

《注意事項》

- ① 認定後、申請した時と世帯（家族）状況や住所が変わった場合は、お父さんが通学している学校または就学支援課へ申し出をしてください。
- ② 年度途中において経済状況の好転による辞退または市外転出などによりスクールライフサポートを必要としなくなったときは、スクールライフサポートを解除します。
- ③ 虚偽の申請をして認定を受けたときは、スクールライフサポートの認定を取り消します。
- ④ スクールライフサポートは、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。
- ⑤ スクールライフサポート申請書は、毎年度、申請が必要です。
- ⑥ 認定後、当該年度の市民税課税確定後に再審査を行った結果、否認となった場合は、認定を解除し、支給済みの援助費を返還していただきます。

【問い合わせ】

担当課 海老名市教育委員会 就学支援課  
電話番号 046-235-4918（直接）

様



海老名市教育委員会

スクールライフサポート 否認定通知書

先に申請のありました、令和 年度海老名市スクールライフサポート申請につきましては、審査の結果、下記理由により否認定となりましたので通知します。

記

学 校 名 学校  
学 年  
児童生徒氏名  
判 定 理 由

(教示)

【問い合わせ】  
担 当 課 海老名市教育委員会 就学支援課  
電 話 番 号 046-235-4918 (直接)

年 月 日

様

児童生徒名                      さん



### スクールライフサポート 口座振込通知書

海老名市教育委員会

スクールライフサポートを下記のとおり振込みましたので、お知らせいたします。

記

振込日：  
振込先銀行：  
支店：  
種別：  
番号：  
名義：

費 日	金 額
振込額(合計)	円

**【問い合わせ】**

担当課                      海老名市教育委員会 就学支援課  
電話番号                      046-235-4918 (直接)

年 月 日

様



スクールライフサポート 学校別口座振込通知書

海老名市教育委員会

スクールライフサポートを下記のとおり振込みましたので、お知らせいたします。

記

振込日：  
振込先銀行：  
支店：  
種別：  
番号：  
名義：

児童生徒名	金額
	円
振込額(合計)	円

【問い合わせ】

担当課 海老名市教育委員会 進学支援課  
電話番号 046-235-4918(直接)

新 (改正案)	旧 (改正前)
<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱 (案)</p> <p>第1条~第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>《平成29年4月1日・制定》</p> <p>《平成30年1月1日・一部改正》</p> <p>《平成31年1月1日・一部改正》</p> <p>《平成31年2月1日・一部改正》</p> <p>《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》</p> <p>《令和3年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和3年7月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年1月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年11月1日・一部改正》</p> <p>《令和5年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和5年8月1日・一部改正 令和5年4月1日・適用》</p> <p><u>《令和6年4月1日・一部改正》</u></p>	<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱</p> <p>第1条~第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>《平成29年4月1日・制定》</p> <p>《平成30年1月1日・一部改正》</p> <p>《平成31年1月1日・一部改正》</p> <p>《平成31年2月1日・一部改正》</p> <p>《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》</p> <p>《令和3年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和3年7月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年1月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和4年11月1日・一部改正》</p> <p>《令和5年4月1日・一部改正》</p> <p>《令和5年8月1日・一部改正 令和5年4月1日・適用》</p>

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2	1年生※2
	2年生※2	2年生※2
	3年生※2	3年生※2
	4年生※2	630円
	5年生※2	—
	6年生※2	—
通学用品費※3	2年～6年	2年・3年
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	—
	1年生※6	57,060円
	6年生※7	64,800円
校外活動費 (宿泊なし) ※8	—	1,600円
校外活動費 (宿泊あり) ※8	—	3,690円
修学旅行費※8	—	22,690円
修学旅行積立費※8	—	60,910円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
オンライン学習通信費※10	11,880円 (月額990円)	11,880円 (月額990円)

備考

- 別表中の用語については、次のとおりとする。
- ※1 通常必要とする学用品 (児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品) の購入費とする。
  - ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、小学校2年生・3年生・5年生・6年生は11,630円、小学校4年生は11,000円、中学校1年生は19,000円、中学校2年生は13,000円、中学校3年生は14,000円を加えた額とする。
  - ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
  - ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品 (ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等) の購入費とする。
  - ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
  - ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
  - ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
  - ※8 校外活動費 (宿泊なし)、校外活動費 (宿泊あり) は、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,910円を上限とする。

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2	1年生※2
	2年生※2	2年・3年
	3年生※2	—
	4年生※2	—
	5年生※2	—
	6年生※2	—
通学用品費※3	2年～6年	2年・3年
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	—
	1年生※6	54,060円
	6年生※7	64,800円
校外活動費 (宿泊なし) ※8	—	1,600円
校外活動費 (宿泊あり) ※8	—	3,690円
修学旅行費※8	—	22,690円
修学旅行積立費※8	—	60,910円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
オンライン学習通信費※10	11,880円 (月額990円)	11,880円 (月額990円)

備考

- 別表中の用語については、次のとおりとする。
- ※1 通常必要とする学用品 (児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品) の購入費とする。
  - ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
  - ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
  - ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品 (ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等) の購入費とする。
  - ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
  - ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
  - ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
  - ※8 校外活動費 (宿泊なし)、校外活動費 (宿泊あり) は、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,910円を上限とする。

※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。

※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用 Wi-Fi ルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。

※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用 Wi-Fi ルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

第1号様式(第4条関係) その1  
海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

住所 氏名 年 月 日  
申請者 (保護者) 氏名 年 月 日  
電話(日空) ( ) ( ) ( )  
電話(携帯) ( ) ( ) ( )

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定申請には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承認します。  
また、世帯状況の変化や、所帯費の更正などにより、援助費の受給額に差額が生じた場合は、速やかに返還することをお約束します。

(※)海老名市教育委員会より支給される補助費のうち、学校給食費(田舎校はミルク給食のみ)を減額者名市に、また、給養費(修学旅行積立費)を業者に直接支払うことに同意します。また、援助費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※申請料 申請料は申請書の提出時に、ご本人の印鑑(または、同様のもの)を以て、市教育委員会に提出していただきます。申請料は申請書の提出時に、ご本人の印鑑(または、同様のもの)を以て、市教育委員会に提出していただきます。

氏名	性別	生年月日(年齢)	学年	小学校
〇〇〇〇	男	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	女	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	男	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	女	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名をお願いします。  
※ 年 月 日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんが、年分の所得のわかる書類請求書や、年度市県民税課税証明書等、ご本人、ご家族の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に 年 月 日に住民票のあった市区町村で取得できます。  
スクールライフサポートの認定事務に必要で、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

様式 以下略

第1号様式(第4条関係) その1  
海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

住所 氏名 年 月 日  
申請者 (保護者) 氏名 年 月 日  
電話(日空) ( ) ( ) ( )  
電話(携帯) ( ) ( ) ( )

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定申請には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承認します。  
また、世帯状況の変化や、所帯費の更正などにより、援助費の受給額に差額が生じた場合は、速やかに返還することをお約束します。

(※)海老名市教育委員会より支給される補助費のうち、学校給食費(田舎校はミルク給食のみ)を減額者名市に、また、給養費(修学旅行積立費)を業者に直接支払うことに同意します。また、援助費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※申請料 申請料は申請書の提出時に、ご本人の印鑑(または、同様のもの)を以て、市教育委員会に提出していただきます。申請料は申請書の提出時に、ご本人の印鑑(または、同様のもの)を以て、市教育委員会に提出していただきます。

氏名	性別	生年月日(年齢)	学年	小学校
〇〇〇〇	男	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	女	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	男	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校
〇〇〇〇	女	平成 年 月 日 ( 歳 )	年	小 学 校

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名をお願いします。  
※ 年 月 日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんが、年分の所得のわかる書類請求書や、年度市県民税課税証明書等、ご本人、ご家族の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に 年 月 日に住民票のあった市区町村で取得できます。  
スクールライフサポートの認定事務に必要で、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

様式 以下略

様式 以下略

様式 以下略

報告第 13 号

海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正について

海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正について

### 1 趣旨

次のとおり海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱の一部改正を行ったため、報告する。

- (1) 近年の食材費及び光熱水費高騰に伴う小学校教職員の学校給食費の増額と、中学校の完全給食開始に伴い中学校教職員の学校給食費を変更するため、所要の改正を行った。
- (2) 保護者等が中学校給食の試食を行う際の給食費を定めるため、所要の改正を行った。

### 2 改正概要

- (1) 小学校は年額 54,500 円から年額 58,400 円とした。  
中学校は年額 5,400 円（牛乳代）から年額 68,200 円とした。

#### ○教職員等の学校給食費（内訳）

小学校	年額	内訳		
		食材費		提供にかかる費用 (光熱水費)
		保護者負担額	物価高騰分 ※保護者には公費で負担	
改正前	54,500円	49,500円	0円	5,000円
改正後	58,400円	49,500円	3,700円	5,200円

中学校	年額	内訳		
		食材費		提供にかかる費用 (光熱水費)
		保護者負担額	物価高騰分 ※保護者には公費で負担	
改正前	5,400円	5,200円	0円	200円
改正後	68,200円	59,400円	3,600円	5,200円

- (2) 小学校給食の試食代を1食あたり320円とし、中学校給食の試食代を380円とした。  
小学校給食の試食代は食材費に光熱水費を加算して1食320円と規定し、中学校給食の試食代についても同様に食材費、光熱水費の一部を加算して1食380円とした。

#### 【試食代について】

小学校 58,400円 ÷ 185食 = 315.7円、中学校 68,200円 ÷ 180食 = 378.9円

### 3 新旧対照表

別添「新旧対象表」のとおり

### 4 施行期日

令和6年4月1日

新	旧
<p>海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市が実施する学校給食に伴い、食育指導等により学校給食の提供を受ける<u>海老名市立学校の教職員及び学校給食の調理等に従事する者</u>（以下「教職員等」という。）から、学校給食費に相当する額を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費に相当する額の徴収)</p> <p>第2条 市長は、<u>教職員等</u> から学校給食の提供に係る費用を勘案し、学校給食費に相当する額として、<u>小学校</u> は年額<u>58,400円</u>、<u>中学校</u> は年額<u>68,200円</u>を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する教職員等から徴収する額については、代表者を定めて徴収することができる。</p> <p>3 前2項に規定する額の徴収については、海老名市学校給食費に関する条例施行規則（平成23年規則第26号）第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において「納入義務者」及び「児童又は生徒」を「教職員等」と読み替えるものとする。</p> <p>(学校給食の試食)</p> <p>第3条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体から学校給食の試食の申出があったときは、当該申出をした者に対し、学校給食の試食を実施することができる。</p> <p>2 市長は、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する額として1食当た</p>	<p>海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市が実施する学校給食に伴い、食育指導等により学校給食の提供を受ける<u>教職員</u>等から、学校給食費に相当する額を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費に相当する額の徴収)</p> <p>第2条 市長は、<u>学校給食を受ける海老名市立学校の教職員及び学校給食の調理等に従事する者</u>（以下「教職員等」という。）から学校給食の提供に係る費用を勘案し、学校給食費に相当する額として、<u>完全給食</u>は年額<u>54,500円</u>、<u>ミルク給食</u>は年額<u>5,400円</u>を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する教職員等から徴収する額については、代表者を定めて徴収することができる。</p> <p>3 前2項に規定する額の徴収については、海老名市学校給食費に関する条例施行規則（平成23年規則第26号）第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において「納入義務者」及び「児童又は生徒」を「教職員等」と読み替えるものとする。</p> <p>(学校給食の試食)</p> <p>第3条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体から学校給食の試食の申出があったときは、当該申出をした者に対し、学校給食の試食を実施することができる。</p> <p>2 市長は、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する額として1食当た</p>

<p>り <u>小学校は320円、中学校は380円</u>を徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたとときは、徴収しないことができる。</p> <p>3 前項に掲げる額は、その都度、これを徴収する。 (委任)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>	<p>り _____ 380円を徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたとときは、徴収しないことができる。</p> <p>3 前項に掲げる額は、その都度、これを徴収する。 (委任)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

一 附 則  
 〇〇(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

報告第 14 号

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱の一部改正について

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱の一部改正について

### 1 改正概要

中学校部活動の部費として交付している表記の交付金について、物価高騰を鑑みて交付金額を増額しました。また、リコーダー部が廃部となったため、加算分の区分を削除し、要綱別表上の金額を改正しました。

### 2 改正内容

別表（第3条関係）

《改正前》

区 分	対 象 経 費	交付限度額
一般分	部活動の充実及び大会出場のための参加費、消耗品費等の部活動の推進に必要な経費	7,290,000円
特別加算分 (吹奏楽部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	1,500,000円
特別加算分 (リコーダー部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	100,000円

《改正後》



区 分	対 象 経 費	交付限度額
一般分	部活動の充実及び大会出場のための参加費、消耗品費等の部活動の推進に必要な経費	7,654,000円
特別加算分 (吹奏楽部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	1,575,000円

### 3 新旧対照表及び要綱

別紙のとおり

### 4 施行日

令和6年4月1日

### 5 スケジュール

令和6年2月5日	政策会議	了承済み
2月14日	最高経営会議	了承済み
2月16日	要綱改正起案	決裁済み
4月1日	施行	
4月19日	定例教育委員会	報告

## 海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、中学校部活動の特性を生かした教育及び生徒の個性を伸ばす教育に係る支援事業に対し、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、海老名市中学校部活動充実支援事業とする。

(交付対象等)

第3条 交付対象は、海老名市立中学校の学校部活動運営委員会とする。

2 交付対象とする区分、対象経費及び交付限度額は、別表のとおりとし、交付金の額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、海老名市中学校部活動充実支援交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、申請に係る書類等を審査し、審査等の結果、交付金を交付することが妥当と認めたときは、速やかに交付金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、交付金の交付を決定したときは、速やかに海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第7条 交付対象事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定事業（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定事業（中止・廃止）

承認申請書が提出され、審査等の結果、中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、海老名市中学校部活動充実支援交付金（中止・廃止）承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付金の交付）

第8条 交付金は、全額を概算払いとする。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、海老名市中学校部活動充実支援交付金交付請求書（第5号様式）に海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第9条 規則第13条に規定による実績報告は、海老名市中学校部活動充実支援交付金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定事業の完了の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれかの早い日まで市長に報告しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（交付金の額の決定）

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、報告書等の審査により、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に対し海老名市中学校部活動充実支援交付金交付確定通知書（第7号様式）その旨を通知するものとする。

附則

この要綱の規定は、令和6年4月1日から施行する。

《平成26年4月1日・制定》

《平成28年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和5年7月1日・一部改正》

別表（第3条関係）

区 分	対 象 経 費	交付限度額
一般分	部活動の充実及び大会出場のための参加費、消耗品費等の部活動の推進に必要な経費	7,654,000円
特別加算分 (吹奏楽部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	1,575,000円

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付申請書

海老名市長 殿

住所

\_\_\_\_\_

申請者名称及び  
代表者氏名

\_\_\_\_\_

年度の海老名市中学校部活動充実支援交付金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業

(※) 事業計画書及び収支予算書を添付してください。



第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定事業（中止・廃止）承認申請書

海老名市長 殿

住所

\_\_\_\_\_

申請者名称及び  
代表者氏名

\_\_\_\_\_

次のとおりの海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定事業の（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業

2（中止・廃止）の内容  
（変更前）

（変更後）

3（中止・廃止）の理由

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

殿

海老名市長

海老名市中学校部活動充実支援交付金（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで提出されました海老名市中学校部活動充実支援交付金（中止・廃止）申請書の内容について審査しました結果、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業
- 2 （中止・廃止）の内容

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付請求書

海老名市長 殿

住所

申請者名称及び  
代表者氏名

※自署の場合は押印の省略が可能です。

交付決定のありました海老名市中学校部活動充実支援交付金の交付を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業
- 2 交付決定通知額 円
- 3 添付書類
  - ・海老名市中学校部活動充実支援交付金交付決定通知書
- 4 振込先 金融機関名  
  
口座番号  
  
口座名義 (カカ)

年 月 日

海老名市中学校部活動充実支援交付金実績報告書

海老名市長 殿

住所

\_\_\_\_\_

申請者名称及び  
代表者氏名

\_\_\_\_\_

年度の海老名市中学校部活動充実支援交付金に係る実績を次のとおり、  
関係書類を添えて報告します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業

3 実績額 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳) 別添のとおり

4 不用額 \_\_\_\_\_ 円

※ 事業報告書、収支決算書、決算額が確認できる書類（領収書等）を添付し  
てください。

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市中学校部活動充実支援交付金交付確定通知書

年 月 日付けで提出されました海老名市中学校部活動充実支援交付金実績報告書を審査した結果、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付対象事業名 海老名市中学校部活動充実支援事業
  
- 2 交付金交付決定額 円
  
- 3 交付金交付確定額 円

新		
海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱		
本則 (略)		
附 則		
この要綱は、 <b>令和6年4月1日</b> から施行する。		
《平成26年4月1日・制定》		
《平成28年4月1日・一部改正》		
《平成29年4月1日・一部改正》		
《令和5年4月1日・一部改正》		
<b>《令和5年7月1日・一部改正》</b>		
別表 (第3条関係)		
区 分	対 象 経 費	交付限度額
一般分	部活動の充実及び大会出場のための参加費、消耗品費等の部活動の推進に必要な経費	<b>7,654,000円</b>
特別加算分 (吹奏楽部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	<b>1,575,000円</b>
_____	_____	_____
_____	_____	_____
以下 (略)		

旧		
海老名市中学校部活動充実支援交付金交付要綱		
本則 (略)		
附 則		
この要綱は、 <b>令和5年7月1日</b> から施行する。		
《平成26年4月1日・制定》		
《平成28年4月1日・一部改正》		
《平成29年4月1日・一部改正》		
《令和5年4月1日・一部改正》		
_____		
別表 (第3条関係)		
区 分	対 象 経 費	交付限度額
一般分	部活動の充実及び大会出場のための参加費、消耗品費等の部活動の推進に必要な経費	<b>7,290,000円</b>
特別加算分 (吹奏楽部)	楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費	<b>1,500,000円</b>
<b>特別加算分</b> <b>(リコーダー部)</b>	<b>楽器購入等、部活動を充実させるために必要な経費</b>	<b>100,000円</b>
以下 (略)		

報告第 15 号

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

### 1 概要

現在、「海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱」に基づき、市内中学校の部活動団体が関東大会以上の大会に参加する際には、上限を設定して補助金を交付しています。

近年では、物価の高騰等により、旅費や宿泊費がかさみ、参加者の負担が大きい状況となっています。特に団体競技においては、1団体の上限額の設定があるため、大人数の部活動ほど自己負担額が高くなっています。

保護者負担を軽減し、海老名市立中学校の部活動団体の活動を支援するため、補助金上限額を増額しました。

### 2 改正内容

現行では、全国大会以外の関東大会以上への参加1件につき、1人20,000円以内又は1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額を交付することとなっているところを、団体についての上限を1団体500,000円以内としました。

#### 1件当たり補助額上限

改正前	
全国大会以外の 関東大会以上	1人当たり2万円と1団体25万円のどちらか少ない額



改正後	
全国大会以外の 関東大会以上	1人当たり2万円と1団体50万円のどちらか少ない額

### 3 新旧対照表及び要綱

別紙のとおり

### 4 施行日

令和6年4月1日

### 5 スケジュール

令和6年2月5日	政策会議	了承済み
2月14日	最高経営会議	了承済み
2月16日	要綱改正起案	決裁済み
4月1日	施行	
4月19日	定例教育委員会	報告

## 海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）が参加する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）、県大会又は関東大会の予選会を経ていること。
- (2) 関東大会等が市外で開催されること。ただし、第4条第2号に規定する運搬費についてはこの限りではない。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表者は各中学校の顧問とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、そのほかの場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体500,000円以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。
- (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係

る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。

(3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする部活動団体の代表者(以下「申請者」という。)は、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、事業開始の3日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知書を受けたときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、交付決定額の10%以内の変更で市長が認めたものは、変更交付申請は不要とする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは承

認し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知する。

（報告及び指示）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長へ報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、20日以内に市長へ提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

《平成29年7月1日・制定》

《令和元年9月6日・一部改正》

《令和2年10月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年7月16日・一部改正》

《令和3年10月1日・一部改正》

《令和5年7月1日・一部改正》

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書

海老名市中学校部活動大会派遣事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業目的

3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

海〇〇〇第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、当該補助金を他の用途に使用したとき又は補助金交付条件等に違反したときは、この補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金として、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カカナ)

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 円

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定した海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書

年 月 日付けで海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付を受けた事業が完了したので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名 海老名市中学校部活動大会派遣事業
- 2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校部活動大会派遣事業について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

記

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

新	旧
<p>海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱</p> <p>第1条-第3条 略</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、そのほかの場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体<b>500,000円</b>以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。</p> <p>(2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。</p> <p>(3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用</p> <p>第5条-第12条 略</p> <p>附 則 この要綱は、<b>令和6年4月1日</b>から施行する。</p> <p>《平成29年7月1日・制定》 《令和元年9月6日・一部改正》</p>	<p>海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱</p> <p>第1条-第3条 略</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、そのほかの場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体<b>250,000円</b>以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。</p> <p>(2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。</p> <p>(3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用</p> <p>第5条-第12条 略</p> <p>附 則 この要綱は、<b>令和5年7月1日</b>から施行する。</p> <p>《平成29年7月1日・制定》 《令和元年9月6日・一部改正》</p>

《令和2年10月1日・一部改正》  
《令和3年7月1日・一部改正》  
《令和3年7月16日・一部改正》  
《令和3年10月1日・一部改正》  
《令和5年7月1日・一部改正》

以下 略

《令和2年10月1日・一部改正》  
《令和3年7月1日・一部改正》  
《令和3年7月16日・一部改正》  
《令和3年10月1日・一部改正》

以下 略

報告第 16 号

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について

### 1 概要

野外教育活動の費用については、表記負担金を交付して保護者負担なく実施しています。令和6年度は、学年に必要なバスの台数の差により、1人当たりの負担額に差が生じ、一部の学校でのみ参加児童1人当たりの負担金額上限を超える見込みがあるため、上限額を増額しましたので、報告します。

### 2 改正内容

別表の1泊2日の場合1人当たり負担金上限額を14,000円から15,000円に改める。

《改正前》

交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)
宿泊を伴わない場合	8,000円
1泊2日の場合	<u>14,000円</u>
2泊3日の場合	21,000円
3泊4日以上の場合	27,000円

《改正後》

↓

交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)
宿泊を伴わない場合	8,000円
1泊2日の場合	<u>15,000円</u>
2泊3日の場合	21,000円
3泊4日以上の場合	27,000円

### 3 新旧対照表及び要綱

別紙のとおり

### 4 施行日

令和6年4月1日

### 5 スケジュール

令和6年2月5日	政策会議	了承済み
2月14日	最高経営会議	了承済み
2月16日	要綱改正起案	決裁済み
4月1日	施行	
4月19日	定例教育委員会	報告

## 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校が実施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童の保護者の負担軽減を図るため、児童の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する海老名市在住の児童の保護者及び特に市長が必要と認めた市外在住の児童の保護者とする。

### (交付の対象)

第3条 交付の対象は、野外教育活動に要する経費とする。ただし、年度ごとに1校あたり1回の野外教育活動に要する経費のみとする。

### (負担金の額)

第4条 負担金の額は、野外教育活動に実際にかかった金額とし、予算の範囲内において別表に定める額を上限とする。

### (交付の申請)

第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、児童が参加する野外教育活動の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 負担金の交付決定を受けた者（以下「負担事業者」という。）は、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第95条第4号の規定に基づき負担事業者へ概算払いにて速やかに負担金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 負担事業者は、交付決定を受けた負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 負担事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、負担事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 負担事業者は、負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 負担事業者は、負担事業を完了したときは、海老名市野外教育活動推進事

業負担金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(負担金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書（第7号様式）により、負担事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 負担事業者は、負担事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存して置かなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該負担事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、負担事業者が偽りその他不正な手段により負担金の交付を受けたとき又は負担金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

《平成26年4月1日・制定》

《平成26年4月18日・一部改正》

《平成27年4月1日・一部改正》

《平成28年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和元年5月21日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和5年7月1日・一部改正》

## 別表

交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)
宿泊を伴わない場合	8,000円
1泊2日の場合	15,000円
2泊3日の場合	21,000円
3泊4日以上の場合	27,000円

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書

海老名市野外教育活動推進事業負担金の交付を受けたいので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 参加予定者名簿

(4) 保護者からの委任状

4 その他参考となる資料

年 月 日

様

海老名市長

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、海老名市野外教育活動推進事業負担金の交付について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 負担金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

- (1) 負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印  
※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書

海老名市野外教育活動推進事業負担金として、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)  
口座番号 普・当 No.  
口座名義 (カタカナ)

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市野外教育活動推進事業負担金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

様

海老名市長

海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で負担金の交付を決定した海老名市野外教育活動推進事業負担金について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 負担金（変更・中止）となった理由

2 負担金交付変更決定額 \_\_\_\_\_ 円

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者

海老名市野外教育活動推進事業負担金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市野外教育活動推進事業負担金に係る事業が完了したので、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 負担金名 海老名市野外教育活動推進事業負担金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績報告
  - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
  - (3) 参加者名簿（変更分）
  - (4) 保護者からの委任状（追加分）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市野外教育活動推進事業負担金について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	負担対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

新											
海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱											
本則 (略)											
附 則											
この要綱は、 <b>令和6年4月1日</b> から施行する。											
《平成26年4月1日・制定》											
《平成26年4月18日・一部改正》											
《平成27年4月1日・一部改正》											
《平成28年4月1日・一部改正》											
《平成29年4月1日・一部改正》											
《令和元年5月21日・一部改正》											
《令和3年4月1日・一部改正》											
《令和3年7月1日・一部改正》											
<b>《令和5年7月1日・一部改正》</b>											
別表											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付基準</th> <th>負担金額の上限 (参加児童1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊を伴わない場合</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日の場合</td> <td><b>15,000円</b></td> </tr> <tr> <td>2泊3日の場合</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>3泊4日以上の場合</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)	宿泊を伴わない場合	8,000円	1泊2日の場合	<b>15,000円</b>	2泊3日の場合	21,000円	3泊4日以上の場合	27,000円
交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)										
宿泊を伴わない場合	8,000円										
1泊2日の場合	<b>15,000円</b>										
2泊3日の場合	21,000円										
3泊4日以上の場合	27,000円										
以下 (略)											

旧											
海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱											
本則 (略)											
附 則											
この要綱は、 <b>令和5年7月1日</b> から施行する。											
《平成26年4月1日・制定》											
《平成26年4月18日・一部改正》											
《平成27年4月1日・一部改正》											
《平成28年4月1日・一部改正》											
《平成29年4月1日・一部改正》											
《令和元年5月21日・一部改正》											
《令和3年4月1日・一部改正》											
《令和3年7月1日・一部改正》											
別表											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付基準</th> <th>負担金額の上限 (参加児童1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊を伴わない場合</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1泊2日の場合</td> <td><b>14,000円</b></td> </tr> <tr> <td>2泊3日の場合</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>3泊4日以上の場合</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)	宿泊を伴わない場合	8,000円	1泊2日の場合	<b>14,000円</b>	2泊3日の場合	21,000円	3泊4日以上の場合	27,000円
交付基準	負担金額の上限 (参加児童1人当たり)										
宿泊を伴わない場合	8,000円										
1泊2日の場合	<b>14,000円</b>										
2泊3日の場合	21,000円										
3泊4日以上の場合	27,000円										
以下 (略)											

報告第 17 号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部  
改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

報告理由

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付 要綱の一部改正について

### 1 概要

当補助金は、学童保育事業の経営の安定化と保育の質向上を目指すため「子ども・子育て支援交付金」を財源の一部として実施している。

令和6年度から以下のとおり補助メニューの新設、修正及び廃止を行うため、補助金交付要綱を改正する。併せて軽微な字句修正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 新規導入メニュー

##### ア キャリアアップ処遇改善事業（補助率 国・県・市 1/3）

放課後児童認定支援員（有資格者）の賃金改善に必要な経費を補助し、人材確保及び保育の質の向上を目指す。

※ 経験年数と神奈川県の実施する研修の受講実績に応じて、補助金額が変動

##### イ 性被害防止対策に係る設備等支援事業（補助率 国1/2・市・事業者1/4）

児童のプライバシー保護のためのパーテーションの設置や保育内容の記録のためのカメラの設置に係る経費を補助する。

#### (2) 補助条件修正メニュー

##### ア 家賃補助基準額の引き上げ（補助率 国・県・市 1/3（一部市単独））

平成27年度から据え置きであった家賃補助の金額を国基準に合わせるように引き上げる。

##### イ ICT推進事業の補助対象クラブの制限（補助率 国・県・市 1/3）

令和3年度から導入したが、既存のクラブは一定の効果を得たと判断し、新規開設クラブのみを対象とする。

#### (3) 廃止メニュー

##### ア 感染症対策の消耗品購入および施設改修に係る経費の補助

こども家庭庁の方針に従い廃止する。

##### イ 送迎用車両安全装置に係る補助

令和5年度末までの時限措置のため廃止する。

### 3 スケジュール

- (1) 令和6年3月26日 最高経営会議（決定事項）
- (2) 4月1日 施行
- (3) 4月19日 定例教育委員会 報告

新旧対照表	
<p>(新)</p> <p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、支援の単位（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10第4項に規定する支援の単位をいう。）ごとに、<b>別表第1から別表第7まで</b>に定める補助メニューの基準より算定するものとする。</p> <p>2 年度の途中において事業の開始又は終了ををする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>第5条～第15条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>《昭和55年10月15日・制定》 （略） 《令和3年7月1日・改正》 《令和4年2月1日・改正》 《令和4年4月27日・改正》 《令和5年7月1日・改正》 《令和5年8月16日・改正》 <u>《令和5年9月28日・改正》</u></p>	<p>(旧)</p> <p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、支援の単位（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10第4項に規定する支援の単位をいう。）ごとに、<b>別表1から別表7まで</b>に定める補助メニューの基準より算定するものとする。</p> <p>2 年度の途中において事業の開始又は終了ををする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>第5条～第15条（略）</p> <p>附 則</p> <p><b>(施行期日)</b> <u>この要綱は、令和5年9月28日から施行する。</u></p> <p>《昭和55年10月15日・制定》 （略） 《令和3年7月1日・改正》 《令和4年2月1日・改正》 《令和4年4月27日・改正》 《令和5年7月1日・改正》 《令和5年8月16日・改正》</p>

別表第1 (第4条関係)

項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれぞれに準ずる費用を除く。））に対する補助	別表4「基礎運営補助金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ <u>上限255,500円/月</u> ）
開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	19,000円/日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 409,000円/時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 184,000円/時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童1人当たり8,000円/年

別表1 (第4条関係)

項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれぞれに準ずる費用を除く。））に対する補助	別表4「基礎運営補助金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ <u>ただし上限100,000円/月</u> ）
開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	19,000円/日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 409,000円/時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 184,000円/時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童1人当たり8,000円/年

障がい児受け入れ加算	障がい児の受け入れに対する加算	基礎加算：1,009,000円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合1,000,000円／年
小規模クラブ加算	平均利用児童数が19人以下のクラブに2人以上の支援員等を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限625,000円／年）
育成支援体制強化補助	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用に対する補助	職員の配置等に必要となる額（1事業者当たり上限725,500円／年）

**別表第2**（第4条関係）

項目	内容	補助金額
環境改善補助	施設の環境改善に要する経費に対する補助（1事業者1回限り）	①現在の施設環境の改善や向上を目的とした施設移転に要する経費 <u>（上限50,000円）</u> ②現在の施設環境の改善や向上を目的とした別表3のいずれかの工事に要する経費の1/2 <u>（上限150,000円。100円未満切捨て）</u>

**別表2**（第4条関係）

項目	内容	補助金額
環境改善補助	施設の環境改善に要する経費に対する補助（1事業者1回限り）	①現在の施設環境の改善や向上を目的とした施設移転に要する経費 <u>（ただし、上限50,000円）</u> ②現在の施設環境の改善や向上を目的とした別表3のいずれかの工事に要する経費の1/2 <u>（ただし、上限150,000円。100円未満切捨て）</u>

**別表第3** (第4条関係)

環境改善等を目的とした工事等の内容例

- 1 キッチン、洗面所、トイレのリフォーム
- 2 機械設備工事 (給排水衛生・給湯・換気・ガス設備)、電気設備工事 (リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設)
- 3 部屋の間仕切りの変更工事
- 4 床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 (床はフローリング、カーペット等。床暖房 (ガスや電気式) 工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象)
- 5 ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え (表替えを含む。)

**別表3** (第4条関係)

No	環境改善等を目的とした工事等の内容例
1	キッチン、洗面所、トイレのリフォーム
2	機械設備工事 (給排水衛生・給湯・換気・ガス設備)、電気設備工事 (リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設)
3	部屋の間仕切りの変更工事
4	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 (床はフローリング、カーペット等。床暖房 (ガスや電気式) 工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象)
5	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え (表替え含む。)

**別表第4** (第4条関係) 施設運営補助金額表

年間平均利用児童数 (人/年)	補助額 (円)
開設日 250 日以上の場合	
1	2,036,000

(2以下略)

**別表4** (第4条関係) 施設運営補助金額表

年間平均利用児童数 (人/年)	補助額
開設日 250 日以上の場合	
1	2,036,000

(2以下略)

**別表第5** (第4条関係)

項目	内容	補助金額
<u>(削除)</u>		

**別表5** (第4条関係)

項目	内容	補助金額
<u>新型コロナ</u>	<u>(1) 事業所の職員や利用者</u>	<u>当該事業の対象経費</u>
<u>ナウシル</u>	<u>について、新型コロナウイルス</u>	<u>ただし、1 支援の単位当たりの上限額</u>
<u>ス感染症</u>	<u>スの感染者や感染者と接触が</u>	<u>は以下のとおりとする。</u>
<u>に係る事</u>	<u>あった者 (感染者と同居して</u>	<u>(1)</u>
<u>業継続支</u>	<u>いる場合に限る) が発生した</u>	<u>利用定員19人以下</u>
<u>援事業</u>	<u>場合 (令和5年4月1日から</u>	<u>円</u>
		<u>300,000</u>

<p>利用定員20人以上59人以下 400,000円</p> <p>利用定員60人以上 500,000円</p>		<p>5月7日までの間に<b>おいては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に対する補助</b></p> <p><b>ア 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</b></p> <p><b>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る消毒掃除等の費用</b></p> <p><b>(2) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に係る経費に対する補助</b></p>	<p>(2)</p> <p>1,000,000円 (1支援の単位当たり1回まで)</p> <p>なお、(2)については、令和5年3月31日以前に開設した支援の単位は補助対象外とする。</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たり250,000円を上限とする。</p>
<p>ICT化推進事業</p>	<p>連絡帳の電子化やオンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に対する補助</p>	<p>ICT化推進事業</p>	<p>ICT化推進事業</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たり250,000円を上限とする。</p>
<p>ICT化推進事業</p>	<p>連絡帳の電子化やオンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に対する補助</p>	<p>ICT化推進事業</p>	<p>ICT化推進事業</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たり250,000円を上限とする。</p>
<p><b>備考 令和6年3月31日以前に開設した支援の単位は補助対象外とする。</b></p>				

別表第6 (第4条関係)		別表6 (第4条関係)	
項目	内容	項目	内容
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費に対する補助	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費に対する補助
	補助金額 1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については毎年4月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員(経営に携わる法人の役員である職員を除く。)により算出する。ただし、毎年4月2日以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。		補助金額 1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については毎年4月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員(経営に携わる法人の役員である職員を除く。)により算出する。ただし、毎年4月2日以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費に対する補助	(新規)	
	補助金額 1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については毎年4月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員(経営に携わる法人の役員である職員を除く。)により算出する。ただし、毎年4月2日以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。		
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費に対する補助		
	補助金額 1 支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額(1 支援の単位当たり上限919,000円) (1) 放課後児童支援員を配置対象職員1人当たり 131,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験		

	<u>年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置</u>				
<b>別表第7</b> （第4条関係）					
項目	内容	補助金額	項目	内容	補助金額
<u>（削除）</u>			<u>送迎用車両安全装置補助</u>	<u>安全装置等の購入費（運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用に対する補助</u>	<u>当該事業の対象経費ただし、送迎用車両一台当たり88,000円を上限とする。</u>
<u>性被害防止対策に係る設備等支援事業</u>	<u>性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な経費に対する補助</u>	<u>経費の4分の3を補助する。（1支援の単位当たり上限75,000円）</u>	<u>（新規）</u>		
<u>備考 令和6年3月31日までに完了した事業のみを補助対象とする。</u>					

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について、議決を求める。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

提案理由

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を定めたいため

## 令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針 及び評価対象について

### 1 趣旨

令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を決定したい。

### 2 実施方針案

別紙のとおり

### 3 評価対象事業

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の5つの柱として位置付けた21事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

#### 海老名市教育大綱

海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱

### 4 点検・評価の方法

評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価する。

## 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (案)

### 令和6年度（令和5年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針

令和6年度（令和5年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

#### 1 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

#### 2 評価対象とする施策・事業について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の5つの柱として位置付けた2.1事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

#### 3 点検・評価方法について

P D C Aサイクルに則り、評価対象の事業についての目的・計画（= P L A N）に対する実績（= D O）を比較し、担当課評価を行う。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえ、総合的に点検・評価を行う。（= C H E C K）

教育委員会による総合的な評価を踏まえ、改善事項を記載し、次年度の取組に反映させる。（= A C T）。

#### 各事業の評価について

各事業について、「A」「B」「C」の3段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、コメントを記載します。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

また、それらを踏まえた上で、教育委員会としての総合的な評価を記載します。

なお、3段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A . . . . 目的・計画を上回る成果が表れている。
- B . . . . 目的・計画どおりの成果が表れている。
- C . . . . 目的・計画した成果が表れていない。

#### 4 外部知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

委員	備考
高村 恵	元海老名市立中学校長
小田島 恵子	元海老名市立中学校PTA会長
掛川 忠良	学識経験者
横田 淳子	元海老名市立小学校教頭
三田 英樹	元海老名市立中学校PTA会長

#### 5 議会への提出及び市民への公表

9月下旬ごろ市議会への提出を予定。その後、市ホームページにて公表する。

#### 6 スケジュール（予定）

4月19日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
4月下旬～5月下旬	担当課評価の作成・取りまとめ
6月上旬～7月上旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）
7月中旬～8月中旬	教育委員会の評価
8月26日	報告書の決定（教育委員会定例会）
9月18日	政策会議 報告
9月27日	最高経営会議 報告
9月27日以降	市議会へ提出

#### ※参考

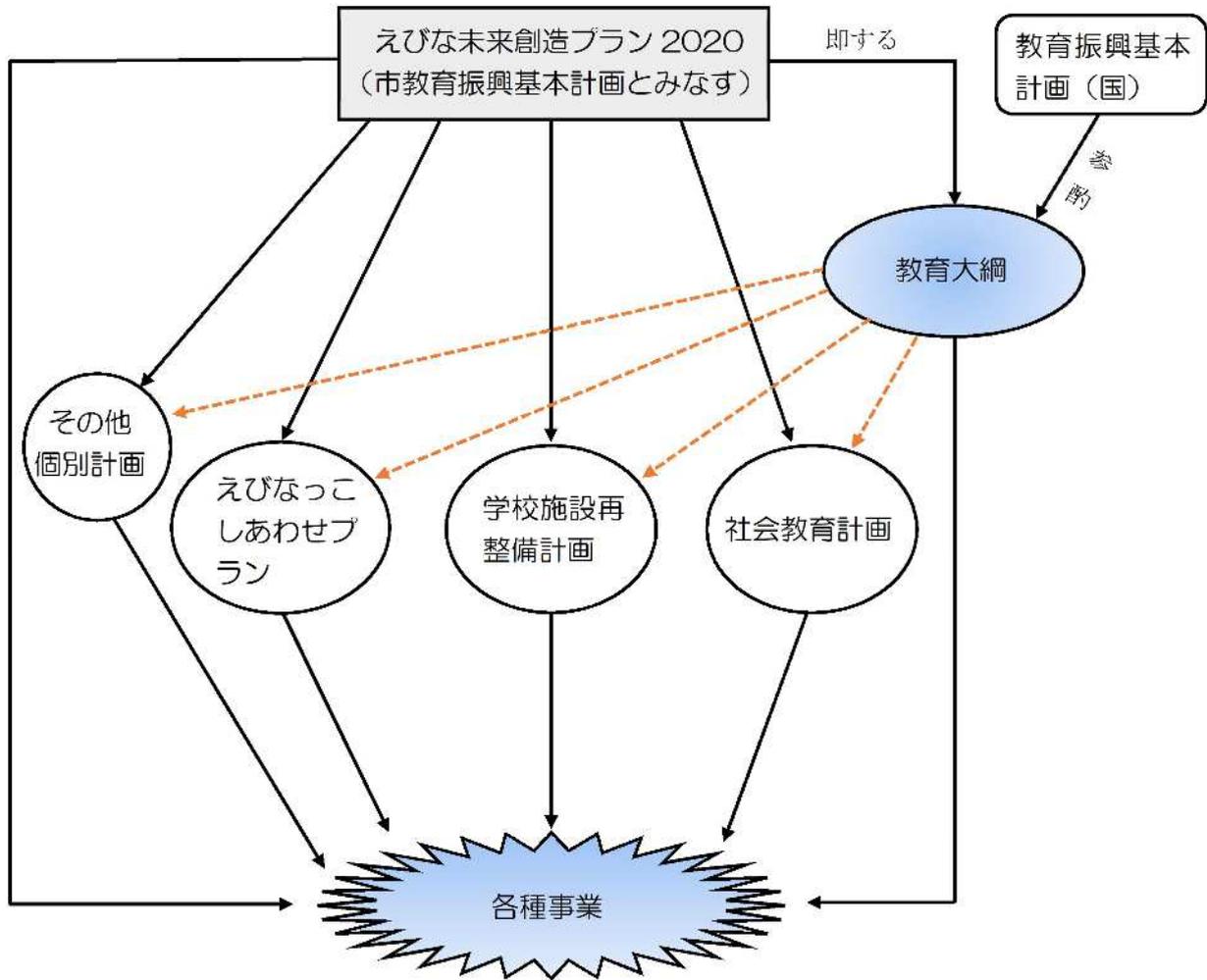
##### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

各種教育計画（イメージ図）



- えびな未来創造プラン2020・・・行政を運営するための最上位計画
- 海老名市教育大綱・・・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した、海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱
- えびなっこしあわせプラン・・・家庭・学校・地域・行政が力を合わせて取り組む教育計画
- 学校施設再整備計画・・・・・・・・公共施設再編（適正化）計画の分野別計画
- 社会教育計画・・・・・・・・教育大綱に掲げる「子どもと大人がともに成長する社会」の構築を基本目標とする計画

## 海老名市教育大綱 5つの柱に掲げる21事業

教育施策の5つの柱	事業名	事業概要	担当課	えびな未来創造プラン2020での位置付け(めざす姿)
<b>①新たな学校の枠組みづくりの推進</b>				
	学校経営の在り方と主体的な予算編成の検討	学校教育目標を軸に、地域に根差した特色ある学校づくりを目指し、海老名の子どもの豊かな「学び」と「育ち」を保障するために、各校の校長の裁量権を拡大し、効果的な学校予算編成を行うとともに、持続可能な枠組みの在り方を研究します。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	学校のDX化の促進	校務のIT化をさらに進めるとともに、子どもひとりひとりに合った教育や指導を行うために、学校教育活動のあらゆる場面で1人1台端末の活用を進めます。授業ではデジタル教材やMEXCBTを使い、個人に合わせた学習や協働的な学びに活用します。また、保護者へのメールサービス「SumaMachi」を活用し、学校の様々な連絡事項や不審者情報などを即時提供します。	就学支援課 教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	「幼保小の架け橋プログラム」の導入	小学校、幼稚園、保育園等が連携し、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)のひとりひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、スタートカリキュラムを全小学校で研究・推進していきます。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	新たな部活動の在り方の検討	持続可能な部活動のあり方と生徒の部活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、各団体・保護者・民間事業者等の協力のもと、学校と地域が協働・融合した形で地域における部活動環境整備を進めます。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
<b>②包摂性の高い教育的・社会的支援の推進</b>				
	インクルーシブ教育の推進	個別の教育支援計画の作成等を通じた教育的ニーズの適切な把握をもとに、すべての子どもたちひとりひとりの多様性に対応した、学びやすい環境、わかりやすい授業、安全で安心できる居場所を目指します。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	不登校支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用推進や、校内別室支援体制の充実等による不登校の未然防止を図ります。また、不登校の子どもたちが安心して過ごすことができる多様な学びの場の拡充を官民協働で進めています。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	スクールライフサポートの充実	経済的な理由で就学困難な家庭に対し、学用品費や給食費、校外活動費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	就学支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	ライフ・スタディサポートの推進	生活困窮世帯に属する中学生に対し、学習支援や生活支援、進学に関する支援を実施することで、子どもの高等学校等への進学や社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	学び支援課	2-3 地域福祉の充実 ⑤ 生活困窮者自立支援の取り組みにより、セーフティネットの充実が図られています。
<b>③「えびなっ子しあわせプラン」の推進</b>				
	授業改善の実践	「主体的・対話的で深い学び」を追求するために、市内教員がその視点からの学習過程を見直し、小中接続の観点からも、ともに授業を工夫・改善していく取組を推進します。また、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、1人1台端末の各教科等の指導における効果的な活用方法等について研究します。	教育支援課	⑤ 教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。
	教育支援体制の充実	すべての子どもを対象とした教育支援体制の構築についての研究・協議を進めてまいります。また、個別の教育支援計画シートの有効活用、不登校の子どもたちへの多様な学習支援、いじめ問題への具体的な対応策の拡充等について研究してまいります。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	特色ある学校づくりの推進	「特色ある教育活動」実践に向けたカリキュラムマネジメントを展開できるようにするため、「教育課程編成」「地域との連携協働」等について研究し、具体的な取組につなげてまいります。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。

教育施策の5つの柱	事業名	事業概要	担当課	えびな未来創造プラン2020での位置付け(めざす姿)
<b>④子どもと大人がともに学ぶ機会の充実</b>				
	子ども・学校支援事業の実践	えびなっ子スクールやあそびっ子クラブ等の実施を通して、学校と地域の連携を図り、地域ぐるみで子どもたちのしあわせを育みます。また、学校応援団が地域の力を引き出すことで、子どもたちと地域が共に成長できる社会を目指します。	学び支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	若者の活躍と市民活動への参加促進	次世代の担い手である中・高校生や大学生を中心に自分たちがやりたいこと、住みたいまちの実現に向けた探究活動の場の提供や、地域及び学校の事業に次世代のメンターとして関わりを持つことで、若者の活躍と市民活動への参加促進を目指します。	学び支援課	⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	社会教育計画の再構築	社会教育関係団体の連携や地域での社会教育活動の充実、学習機会の充実を図ることにより、地域の大人が子どもたちへの関わりを通してより強いつながりをもち、子どもと大人がともに育つ社会の構築を目指します。	学び支援課	⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	特色ある図書館運営の推進	中央図書館は「新しい学びが見つかる空間」として、有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターは「学びとコミュニティの空間」として、それぞれの立地条件や地域の特性を生かした運営を行うことで、様々な人々が集う知の拠点を目指します。	学び支援課	⑩ 図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う「学び」と「育ち」が図られています。
	文化財の保護と積極的な活用	市内に存する文化財のうち重要なものについて、市指定重要文化財や市登録文化財として保存を進め、次世代に引き継ぎます。また、国史跡相模国分寺跡・尼寺跡の公有地化を行い、保存活用を進めます。歴史資料等のデジタル化や「相模国分寺跡あそびのひろば」の開催など、積極的に文化財を活用し、市内外に海老名の歴史文化財を伝えます。	教育総務課	⑮ 温故館や相模国分寺跡などは、海老名駅北口などからのアクセス向上や、内容の充実により、海老名の歴史・文化財の情報発信拠点となっています。 ⑯ 誰もがいつでも必要な資料を閲覧できるように、歴史資料のデジタル化や積極的な公開を継続しています。
<b>⑤新たな学校施設への取組と子育て環境の充実</b>				
	積極的な学校再編計画の推進	「持続可能」で子どもたちにとって「夢」のある学校の実現に向けた施設整備を進めるため、児童生徒の人口推計を的確にとらえながら、新築、統合及び一貫校化を含めた積極的な学校再編の方向性を、海老名市学校施設再整備計画の見直しにあわせて、再整備計画に反映します。	教育総務課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。
	健康・安全安心のための環境整備	老朽化した樹木の伐採及び剪定、校舎及び屋内運動場のLED化、庁内他課との連携による健康管理データの活用、青色パトロール車による巡回パトロール等を通して、子どもがいきいきと学べる学習環境・のびのびと生活できる生活環境を整備します。	教育総務課 就学支援課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。 ⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	魅力ある学校給食の実現	学校給食献立コンテストの優秀作品の献立化等、子どもたちが食べたいと思う、魅力的かつ安全安心な給食の提供に努め、海老名の子どもたち一人ひとりの「おいしい笑顔」の実現を目指します。	就学支援課	③ 地産地消で安全安心かつ、栄養バランスのとれた美味しい給食が提供されています。
	保護者負担経費軽減策の充実	使用頻度の低い彫刻刀や柔道着の購入費や小学校1年生及び中学校1年生の教材費の公費負担、中学校ジャージのコンペティション等を行うなど、「海老名市保護者負担経費の在り方についての方針」に基づき、保護者負担経費の更なる適正化を図ります。	就学支援課 教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	放課後児童クラブの充実	学童保育クラブの「質」及び「定員」の充実を図るための支援を行うことで、子どもたちが安全に放課後を過ごすことができる場を提供します。	学び支援課	⑬ 学童保育のニーズは、今後とも増加が見込まれるため、受け入れ先の確保ができるよう支援を行っています。

議案第 12 号

教育委員会所管施設の個別施設計画の改定について

教育委員会所管施設の個別施設計画の改定にあたり、素案を定めたため、議決を求める。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

提案理由

市長部局における個別施設計画の改定に合わせ、教育委員会所管施設の個別施設計画の改定を行いたいため

## 教育委員会所管施設の個別施設計画の改定について

「海老名市公共施設再編（適正化）計画」が令和6年2月に改定されたことに伴い、その下位計画である、各施設の状況や再整備の方針など示した「個別施設計画」の改定を行います。

### 1 教育委員会が所管する施設の個別施設計画

計画名	対象施設	所管課
海老名市学校施設再整備計画	小中学校 食の創造館	教育総務課 就学支援課
海老名市個別施設計画 (教育施設（文化財施設）)	歴史資料収蔵館 旧今福家住宅 温故館 文化財収蔵庫	教育総務課
海老名市個別施設計画 (教育施設（その他）)	教育支援センター	教育支援課
海老名市個別施設計画 (教育施設（図書館）)	中央図書館 有馬図書館	学び支援課

### 2 改定の趣旨

計画策定後、現在までの人口動態や施設の改修状況や老朽化状況などを踏まえ、所要の改定を行いたいものです。

### 3 改定の要点

#### (1) 学校施設再整備計画

- ・再整備計画策定後に建築された今泉小学校西棟や食の創造館別館を対象施設として追加
- ・他公共施設の個別施設計画と合わせ、概ね5年ごとに見直し
- ・海老名市人口推計が修正されたため、児童生徒推計についても見直し
- ・学校施設再整備方針の見直し
- ・その他、劣化状況を示した学校施設建物情報一覧や施設整備の短期計画などを現状にあわせて修正・追加

(2) 教育施設の個別施設計画

建物の施設改修状況や劣化状況にあわせた時点修正

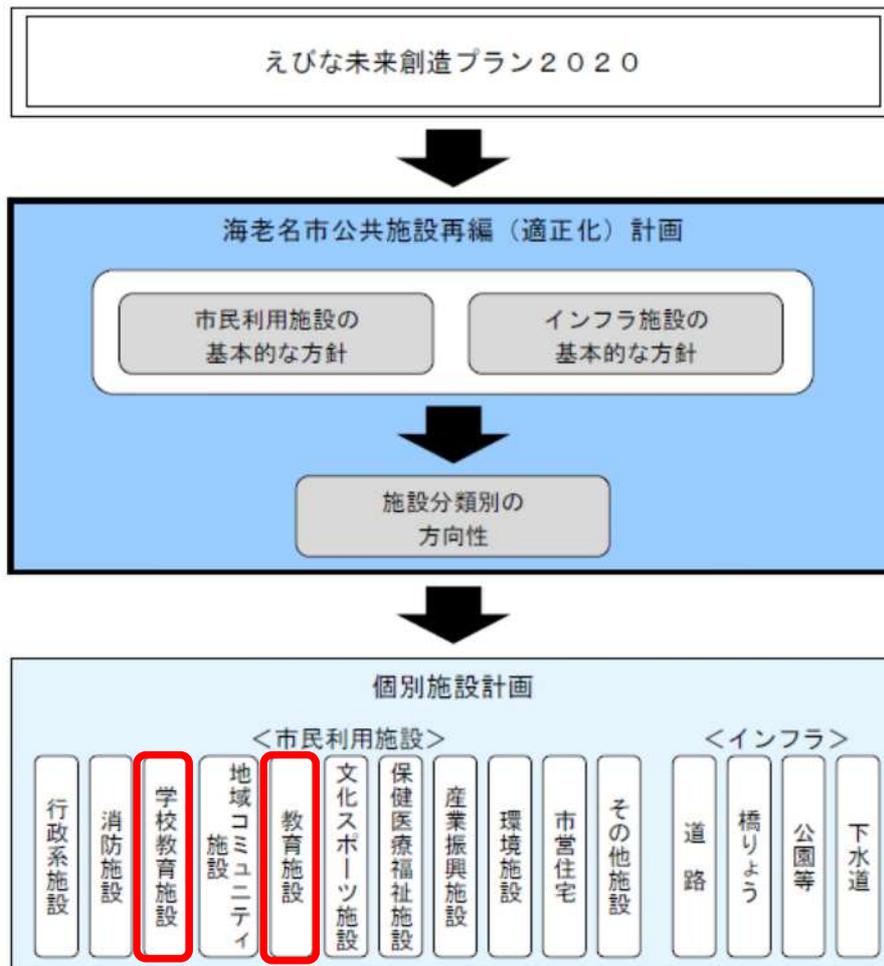
4 改定案

別紙のとおり

5 スケジュール（予定）

令和6年4月19日	定例教育委員会（素案の決定）
23日	最高経営会議（報告）
24日	個別施設計画のパブリックコメント開始 5月31日まで
8月頃	改定最終案決定

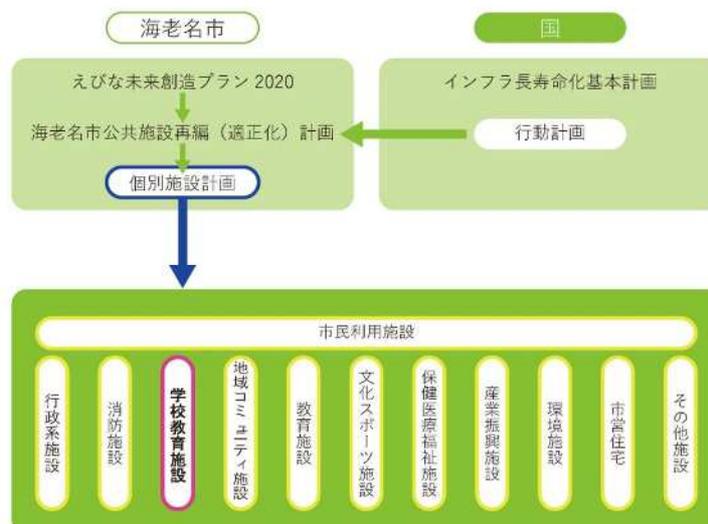
【参考：計画の位置付け】



# 海老名市学校施設再整備計画の改定について

## 学校施設再整備計画の改定

- 学校教育施設の整備方針や将来のあり方、方向性を示した「海老名市学校施設再整備計画」を平成30年9月に策定
- 上位計画である「海老名市公共施設再編（適正化）計画」が今年2月に改定されたため「海老名市学校施設再整備計画」についても見直しを図ります。



## 現行の「学校施設再整備計画」

### 「持続可能」な「夢」のある計画

本計画は、学校施設の再整備を行うことで、本市の「持続可能」な行政運営を可能とするとともに、現在及び未来のえびなの子どもたちに「夢」を与えることができる計画としています。

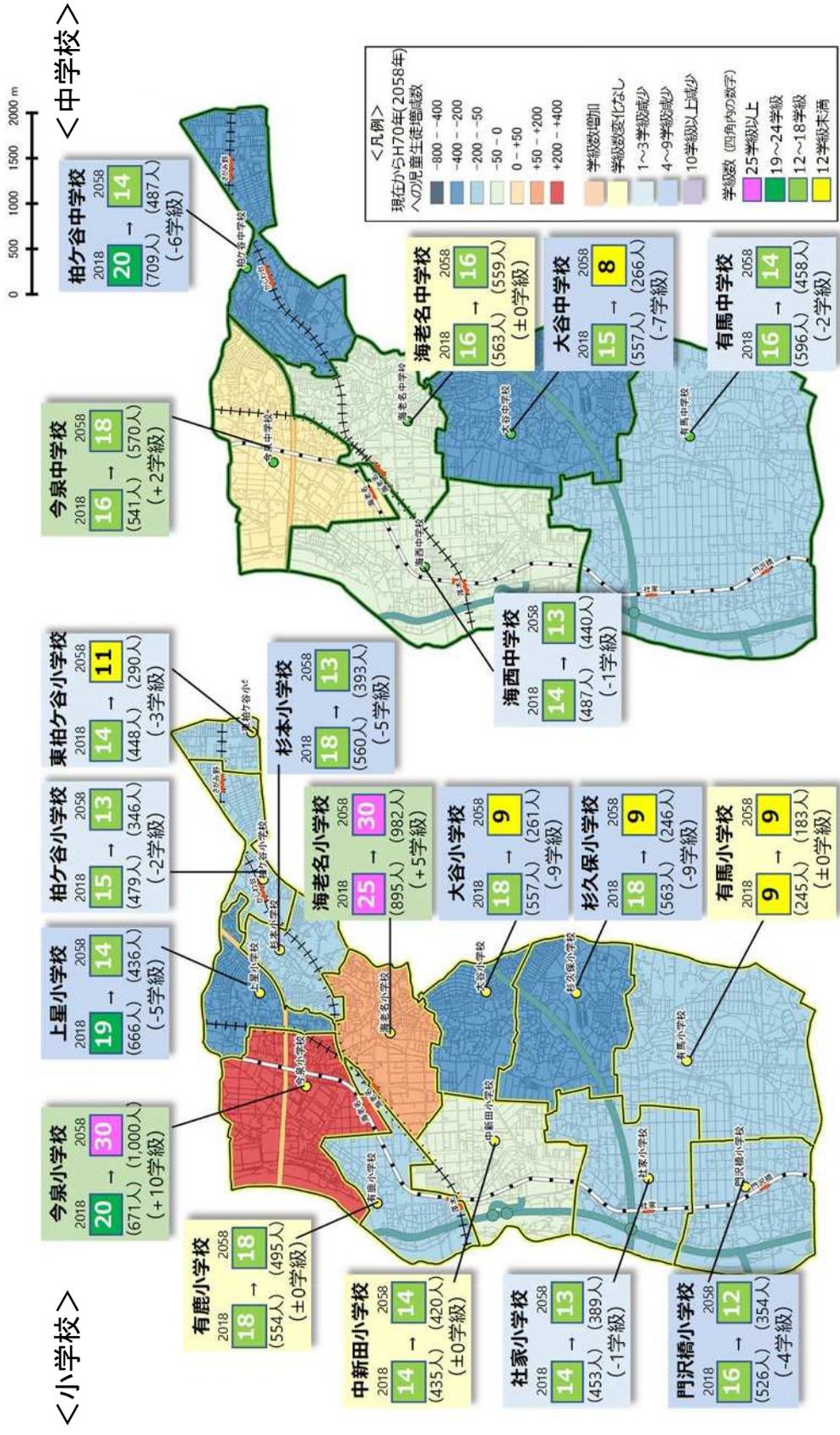
- 計画期間は、平成31年度（2019）～令和40年（2058）年度までの40年間
- 市立学校19校（小学校13校、中学校6校）及び食の創造館を対象としています。  
対象棟数は77棟、延床面積合計約11.5万㎡です。
- 児童生徒数の推移などを踏まえ、概ね10年ごとに見直しを図ります。

## 学校施設再整備計画改定のポイント

- 学校施設再整備計画策定後に建築された**今泉小学校西棟**や**食の創造館別館**を計画対象施設として追加します。
- 他公共施設の個別施設計画とあわせ、**概ね5年ごと**に見直しを図ります。
- 海老名市人口推計が上方修正（**目標人口令和20年をピークに15万人**）されたことに伴い、児童生徒推計についても見直します。
- 学校施設再整備方針を見直します。
- その他、劣化状況を示した学校施設建物情報一覧や施設整備の短期計画などを現状にあわせて時点修正を行います。

# 学級数の変化（現行）

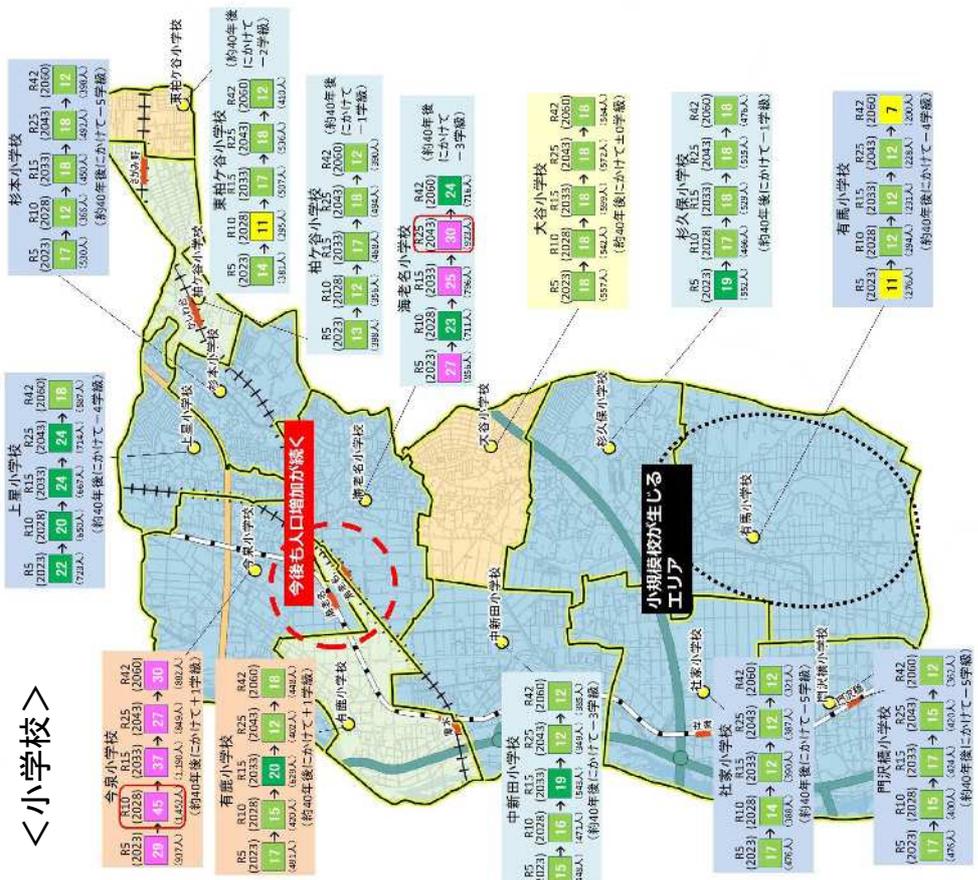
● 児童生徒数は、約35年後には、ピーク時（1986年）と比べると46%程度減少する見込みです。



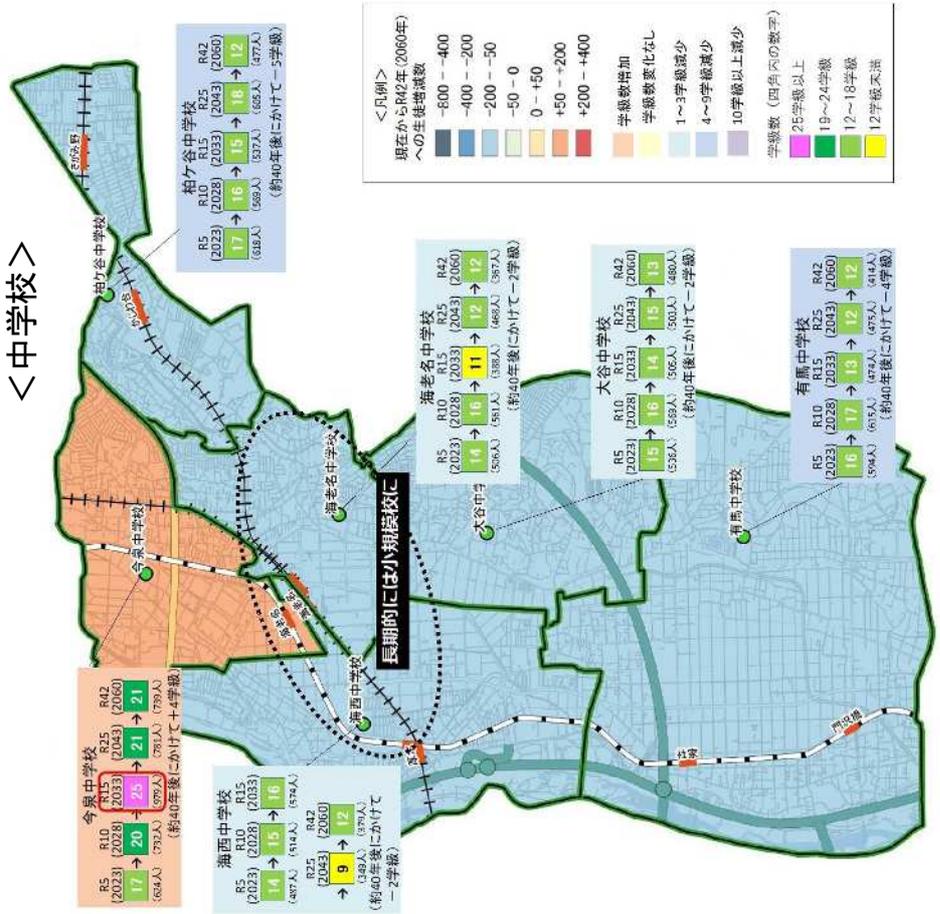
# 学級数の変化（見直し案）

- 人口推計の見直しや小学校35人学級完全実施にあわせ、約40年後の学級数を見直します。
- 海老名駅周辺地区の学校については、今後も人口増加が続き、約40年後においても20学級以上を維持すると想定されます。

<小学校>



<中学校>



## 学校施設再整備方針（現行）

●児童生徒の推計により、将来の学校施設のあり方の方向性を示しています。

エリア	40年後 児童生徒 増減	10年後	20年後	40年後
柏ヶ谷 エリア	↓	長寿命化改修 外部・内部改修・重点整備 (LED化、木質化、エバーグリーン化)	施設一体型 小中一貫校	
今泉 エリア	↑	増加対応（増築） 長寿命化改修	新校舎 外部・内部改修・重点整備 (LED化、木質化、エバーグリーン化)	
海西 エリア	↓		校舎新築による 機能向上	改築時に 減築・複合化
海老名 エリア	→		移転 統合	
大谷 エリア	↓	外部・内部改修・重点整備 (LED化、木質化、エバーグリーン化)		改築時に 減築・複合化 みんなの学校
有馬 エリア	↓		施設一体型 小中一貫校	
近隣公共施設との連携				

## 学校施設再整備方針（見直し案）

●地域の実情に応じて、「小中一貫校」「長寿命化」「新設」などの方向性を示しています。

エリア	40年後 児童生徒 増減	10年後	20年後	40年後
柏ヶ谷 エリア	↓		施設一体型 小中一貫校	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">全体的な方向性</p> <p>近隣公共施設との連携</p> <p>幼稚園保育園との連携</p> <p>柔軟な学区設定</p> <p>既存の枠組みにとらわれない他市町村との連携</p> <p style="text-align: center;">の検討を進めます！</p> </div>
今泉 エリア	↑	長寿命化改修 外部・内部改修・重点整備 (木質化、エバーグリーン化)	増加対応（プレハブ校舎）	
海西 エリア	↓		校舎新築による 機能向上	
海老名 エリア	→		移転 統合	
大谷 エリア	↓		施設一体型 小中一貫校	
有馬 エリア	↓		施設一体型 小中一貫校	

## 今後のスケジュール

4月24日（水）から5月31日まで  
**パブリックコメント**を実施



皆様からのご意見を踏まえ。。。

8月ころ

**改定最終案の決定！！**

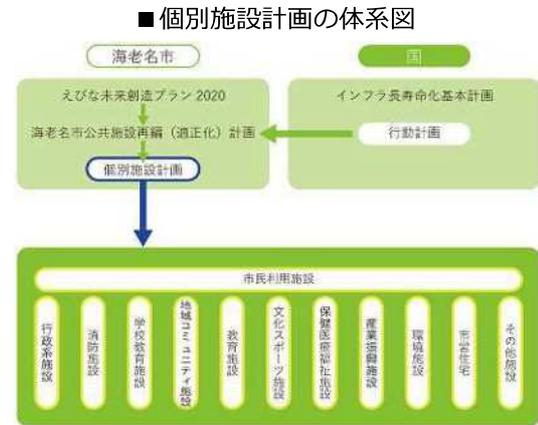
よりよい学習環境整備のため、今後も定期的に学校施設再整備計画の見直しを図ってまいります。

## 海老名市個別施設計画（市民利用施設）—概要版—

### 1 計画の位置づけ（背景・目的）及び内容

本市では、平成28年度に「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（以下「再編計画」とする。）を策定し、各施設の方向性を踏まえた個別施設計画の策定や、必要な方策を検討し、具体化を進めることとしています。

今回、再編計画を令和6年2月に改定したことに合わせて、下位計画である個別施設計画においても、現状の把握・分析を行い、施設のあり方について再検討しました。



### 2 対象施設及び計画期間

#### 2-1 対象施設

No.	施設類型	施設数	棟数	延床面積	全体に占める床面積割合
1	行政系施設	3	4	19,831 ㎡	7.9%
2	消防施設	19	22	9,346 ㎡	3.7%
3	学校教育施設	21	80	123,569 ㎡	49.3%
4	地域コミュニティ施設	15	16	22,502 ㎡	9.0%
5	教育施設	7	7	6,475 ㎡	2.6%
6	文化スポーツ施設	11	12	32,753 ㎡	13.1%
7	保健医療福祉施設	12	17	13,111 ㎡	5.2%
8	産業振興施設	2	3	657 ㎡	0.3%
9	環境施設	2	8	3,884 ㎡	1.5%
10	市営住宅※	7	11	8,037 ㎡	3.2%
11	その他施設	16	16	10,699 ㎡	4.3%
	計	115	196	250,864 ㎡	100%

※借上げ住宅4施設を含む。

#### 2-2 計画期間

上位計画である再編計画の対象期間と同様に概ね40年間を見据えた内容で、概ね5年ごとに検討・見直しをします。

### 3 施設の状況

No.	項目	内容
3-1	位置づけ・活用状況等	対象施設の「位置づけ」、「概要や活用状況」、「役割」の内容を整理し掲載しています。
3-2	配置	海老名市域全体図に対象施設の位置を落とし込むとともに、敷地分析を掲載しています。
3-3	劣化状況等	対象施設の各部位毎に「点検結果」、「改修履歴」及び「劣化状況評価」を掲載しています。
3-4	点検による維持管理	対象施設の維持管理のために必要な点検を実施し、施設の状態把握に努めます。



■個別施設計画一覧

No.	計画名	施設所管課	策定年度	備考
1	海老名市個別施設計画（大型防災備蓄倉庫）	危機管理課	R 3	
2	海老名市個別施設計画（行政系施設）	財産・車両課	R 1	
3	海老名市個別施設計画（地域コミュニティ施設（えびな市民活動センター））	市民活動推進課	R 4	
4	海老名市個別施設計画（地域コミュニティ施設（コミュニティ施設等））	地域づくり課	R 4	
5	海老名市個別施設計画（その他施設（えびな安全安心ステーション））	地域づくり課	R 4	
6	海老名市個別施設計画（文化スポーツ施設（文化施設））	文化スポーツ課	R 3	
7	海老名市個別施設計画（文化スポーツ施設（スポーツ施設））	文化スポーツ課	R 3	
8	海老名市個別施設計画（保健医療福祉施設（海老名市医療センター））	健康推進課	R 4	
9	海老名市個別施設計画（保健医療福祉施設（高齢者福祉施設））	地域包括ケア推進課	R 3	
10	海老名市個別施設計画（保健医療福祉施設（障がい者福祉施設））	障がい福祉課	R 3	
11	海老名市個別施設計画（行政系施設（えびなこどもセンター））	こども育成課	R 3	
12	海老名市個別施設計画（保健医療福祉施設（保育園））	保育・幼稚園課	R 3	
13	海老名市個別施設計画（産業振興施設）	農政課	R 4	
14	海老名市個別施設計画（環境施設）	資源対策課	R 4	
15	海老名市市営住宅等長寿化計画	住宅まちづくり課	H21	令和6年3月改定
16	海老名市個別施設計画（その他施設（海老名中央公園地下駐車場））	都市施設公園課	R 3	
17	海老名市個別施設計画（その他施設（自転車等駐車場））	都市施設公園課	R 3	
18	海老名市個別施設計画（その他施設（海老名駅西口公衆トイレ））	都市施設公園課	R 3	
19	海老名市個別施設計画（消防施設）	消防総務課	R 1	
20	海老名市学校施設再整備計画	教育総務課・就学支援課	H30	
21	海老名市個別施設計画（教育施設（文化財施設））	教育総務課	R 4	
22	海老名市個別施設計画（教育施設（教育支援センター））	教育支援課	R 4	
23	海老名市個別施設計画（教育施設（図書館））	学び支援課	R 4	
—	海老名市個別施設計画（海老名駅自由通路）	都市施設公園課	R 4	インフラ施設

## ■施設別対策概要（10年間）

※本概要版では、各施設の主な実施内容を抜粋し掲載しています。

### ①行政系施設（3施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
本庁舎	A	A	存続							大規模改修				
えびな子どもセンター	B	A	見直し		空調改修								大規模改修	
今里給油所	A	A	存続	設備改修										

### ②消防施設（19施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
消防庁舎	A	A	存続							大規模改修				
消防署北分署	B	A	見直し		空調改修								外部改修	
消防署南分署	B	A	見直し					外部改修						
消防署南分署（新）	-	-	-	建設										
消防署西分署	A	A	存続											
第1分団器具置場	B	A	見直し			外部改修								
第2分団器具置場	B	A	見直し				外部改修							
第3分団器具置場	A	A	存続											外部改修
第4分団器具置場	B	A	見直し			外部改修								
第5分団器具置場	A	A	存続											
第6分団器具置場	A	A	存続									外部改修		
第7分団器具置場	A	A	存続											
第8分団器具置場	B	A	見直し					外部改修						
第9分団器具置場	A	C	見直し									外部改修		
第10分団器具置場	B	A	見直し							外部改修				
第11分団器具置場	B	A	見直し							外部改修				
第12分団器具置場	A	A	存続											外部改修
第13分団器具置場	B	A	見直し				外部改修							
第14分団器具置場	A	A	存続								外部改修			
第15分団器具置場	B	A	見直し							外部改修				

③学校教育施設（21施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容									
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
海老名小学校	B	C	見直し				外部改修			設備改修			空調改修
柏ヶ谷小学校	C	C	見直し	外部改修				空調改修		設備改修			
東柏ヶ谷小学校	B	C	見直し			大規模(屋体)	空調改修		外部改修				設備改修
上星小学校	B	C	見直し						空調改修		設備改修		
有鹿小学校	C	C	見直し		大規模(屋体)		外部空調			設備改修			
中新田小学校	B	C	見直し		外部改修					空調改修		設備改修	
大谷小学校	B	C	見直し		大規模(屋体)					外部空調			設備改修
有馬小学校	B	C	見直し				外部(屋体) (検討中)				集約・複合化 (検討中)		解体
社家小学校	B	C	見直し	空調改修	大規模(屋体)					外部改修		設備改修	
門沢橋小学校	B	C	見直し	空調改修				設備改修			外部改修		
杉久保小学校	B	C	見直し		大規模(屋体)				外部空調				設備改修
今泉小学校	B	C	見直し		大規模(屋体)					外部空調			設備改修
杉本小学校	B	C	見直し		大規模(屋体)						外部空調		設備改修
海老名中学校	B	C	見直し								建替え (検討中)		解体
有馬中学校	B	C	見直し			外部改修 (検討中)	外部(屋体) (検討中)				集約・複合化 (検討中)		解体
海西中学校	B	C	見直し			大規模(屋体)	外部空調				設備改修		
柏ヶ谷中学校	B	C	見直し	外部改修			外部(屋体)						
大谷中学校	B	C	見直し			大規模(屋体)				外部改修			空調改修
今泉中学校	B	C	見直し			大規模(屋体)		大規模改修					
食の創造館	B	A	見直し		設備改修					外部空調			
食の創造館別館	A	A	存続	建設									

④地域コミュニティ施設（15施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
えびな市民活動センター（ビナレッジ）	B	B	見直し							外部空調				
えびな市民活動センター（ビナスポ）	A	B	存続								外部空調			
柏ヶ谷コミュニティセンター	B	C	見直し								外部空調			
上今泉コミュニティセンター	A	C	見直し											
中新田コミュニティセンター	B	C	見直し										外部空調	
下今泉コミュニティセンター	B	C	見直し	空調改修			外部改修							
国分コミュニティセンター	A	C	見直し											
大谷コミュニティセンター	B	C	見直し									外部空調		
杉久保コミュニティセンター	A	C	見直し											
本郷コミュニティセンター	B	C	見直し	空調改修						外部改修				
門沢橋コミュニティセンター	A	C	見直し											
社家コミュニティセンター	B	C	見直し		空調改修			外部改修						
勝瀬文化センター	B	C	見直し											外部空調
国分寺台文化センター	A	C	見直し											
柏ふれあい釣り堀	B	D	見直し											

⑤教育施設（7施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
歴史資料収蔵館	B	B	見直し											
今福薬医門公園文庫蔵	-	A	存続											
海老名市温故館	B	A	見直し					空調改修						
文化財収蔵庫	B	B	見直し											
教育支援センター	A	A	存続								外部空調			
中央図書館	A	A	存続									外部空調		
有馬図書館	A	A	存続											

⑥文化スポーツ施設（11施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
北部公園（体育館）	B	B	見直し						外部空調					
海老名運動公園（総合体育館）	B	B	見直し					空調改修				大規模改修		
海老名運動公園（屋内プール）	B	B	見直し			大規模改修								
海老名運動公園（野球場）	B	B	見直し				大規模改修							
海老名運動公園（陸上競技場）	A	B	存続											
海老名運動公園・庭球場（クラブハウス）	B	B	見直し						外部空調					
中野公園（管理棟）	A	B	存続									外部空調		
下今泉庭球場（クラブハウス）	C	D	廃止検討							解体				
今里庭球場（クラブハウス）	B	C	見直し								外部空調			
文化会館	B	B	見直し					外部空調						設備改修
市民ギャラリー	B	E	移譲											

⑦保健医療福祉施設（12施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
海老名市医療センター	B	B	見直し				外部改修			空調改修				
柏ヶ谷保育園	B	B	見直し			空調改修							大規模改修	
門沢橋保育園	C	D	廃止							解体				
中新田保育園	B	B	見直し			外部改修								
上河内保育園	B	B	見直し							大規模改修				
わかば会館	A	B	存続				内装改修					外部空調		
（仮称）障がい者ケアセンター	-	-	-		建設									
障害者第一デイサービスセンター	B	B	見直し							外部空調				
障害者第二デイサービスセンター	B	B	見直し								外部空調			
障害者支援センターあきば	A	B	存続											
総合福祉会館	B	A	見直し						外部空調					
第一高齢者生きがい会館	B	A	見直し				外部空調						大規模改修	
第二高齢者生きがい会館	A	A	存続											

⑧産業振興施設（2施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容									
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
ライスセンター	B	A	存続			外部改修							
南部農業拠点施設	A	A	存続						外部改修				

⑨環境施設（2施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容									
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
美化センター	B	A	見直し				外部空調						
資源化センター	A	A	存続					外部改修					

⑩市営住宅（3施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容									
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
国分北三丁目住宅	A	A	存続			設備改修		塗装外構				設備改修	
中新田住宅	A	A	存続			塗装改修						塗装改修	設備改修
上河内住宅	A	A	存続				塗装改修						塗装改修

⑪その他施設（16施設）

施設名	ポートフォリオ分析結果		方針	実施内容										
	建築物性能	行政サービスの義務レベル		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	
海老名中央公園地下駐車場	B	C	見直し		空調改修					防水改修				
海老名駅東口第2有料自転車駐車場	A	A	存続	設備改修	設備改修	設備改修	設備改修	設備改修						
海老名駅東口第3有料自転車駐車場	A	A	存続			設備改修	設備改修	設備改修						
海老名駅西口第1有料自転車駐車場	A	A	存続				設備改修	設備改修	設備改修					
海老名駅西口第2有料自転車・原動機付自転車駐車場	A	A	存続					設備改修	設備改修					
海老名駅西口第3有料自転車・原動機付自転車駐車場	A	A	存続						設備改修	設備改修				
海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐車場	A	A	存続											
かしわ台駅自転車等置場	A	A	存続											
社家駅自転車等置場	A	A	存続											
門沢橋駅東側自転車等置場	A	A	存続											
門沢橋駅西側自転車等置場	A	A	存続											
海老名駅西口公衆トイレ	A	A	存続									外部改修		
北部大型防災備蓄倉庫	B	A	見直し							外部改修				
中部大型防災備蓄倉庫	B	A	見直し								外部改修			
南部大型防災備蓄倉庫	A	A	存続									外部改修		
えびな安全安心ステーション	A	D	見直し											

海老名市個別施設計画—概要版—

令和6年8月 発行：神奈川県海老名市 編集：海老名市財務部営繕課

本概要版は、施設類型ごとに改正した個別施設計画を集約し、その概要について示したものです。

議案第 13 号

海老名市登録文化財の登録について

海老名市登録文化財の登録について、議決を求める。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

提案理由

海老名市文化財保護審議会からの答申に基づき、海老名市登録文化財の登録を行いたいため

## 海老名市登録文化財の登録について

### 1 趣旨

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日海老名市条例第8号）第7条の規定により、次の文化財を海老名市登録史跡に登録したいため、議決を求める。

### 2 対象文化財

- (1) 三日月井戸（みかづきいど）
- (2) 独鈷井戸（どうこいど・どっこいど）

### 3 経過

令和6年2月9日付け海教総発第101号の2で、海老名市文化財保護審議会へ海老名市登録文化財の登録について諮問を行った。

令和6年3月18日付けで、海老名市文化財保護審議会より、海老名市登録文化財に登録し、保存活用を図るべき旨、登録理由を付して答申を得た。

### 4 文化財保護審議会の答申

別添のとおり

### 5 今後の予定

#### 【議決後】

- ・告示
- ・登録文化財登録書の発行
- ・プレスリリース、広報えびなへの掲載、ホームページへの掲載

令和6年3月18日

海老名市教育委員会 殿



海老名市文化財保護審議会  
会長 浜田 弘明



海老名市登録文化財の登録について（答申）

令和6年2月9日付海教総発第101号の2で諮問を受けた三日月井戸の海老名市登録文化財の登録について、当審議会において審議を行った結果、海老名市登録文化財に登録し、保存活用を図るべきとの結論を得ましたので、登録理由を付して答申します。

記

1. 名 称 三日月井戸
2. 区 分 登録史跡
3. 所在地 海老名市上今泉四丁目 841 番 1 の一部
4. 員 数 1 基
5. 面 積 14.40 m<sup>2</sup>
6. 時 代 室町時代～昭和 30 年代
7. 登録理由

別添のとおり

## 登録理由書

名称： 三日月井戸（みかづきいど）  
区分： 登録史跡  
所在地： 海老名市上今泉四丁目 841 番 1 の一部  
員数： 1 基  
面積： 14.40 m<sup>2</sup>  
所有者： 松樹俊弘  
時代： 室町時代～昭和 30 年代

三日月井戸は、常泉院境内地脇にある湧水である。現況は周囲を半月状の石積みで囲まれ、コンクリートにより井戸枠が構築されている。水位は大雨の際には上昇するが、1年を通じて保たれている。市域に現存する数少ない湧水であり、周辺の相模野台地中津原面上には本井戸と独鈷井戸の他に湧水は見られない状況である。

本井戸に関連する記録としては、『新編相模国風土記稿』の高座郡上今泉村の項に、天文 19 年常泉院が寺号を改めた際「境内深谷中より清泉常に湧出するを以寺号を得たり」とあり、万治 2 年編纂とされる『鷹倉社寺考』にも同様の記載がある。常泉院の前身寺院は文治年間に開かれた今泉山福泉寺とされ、その名称も泉に由来することがうかがえる。これらの山号、寺号は本井戸又は独鈷井戸の湧水が由来と考えられる。

また明治 12 年 11 月の皇国地誌稿本「上今泉村村誌」においても、常泉院境内の「谷間ヨリ一水発ス、之ヲ常泉或ハ泉川ト称」し、「其流二因テ水田ヲ開墾セシヲ以テ今泉村ト名ク」と記されている。

このほか明治 13 年常泉院山門南側に設立の今泉学校に通った萩原静夫氏（明治 42 年生）は、『海老名村郷土年表附記今泉学校』で本井戸は寺院の生活用水、独鈷井戸は近隣住民や学校での生活用水として利用されていたと記している。また昭和 19～20 年に横須賀市浦郷国民学校が常泉院に学童疎開で滞在した際の教員の記憶として、「裏の泉」の水を炊事洗濯に利用したとの記録があり、近代における井戸の利用状況を知ることができる。

神奈川県温泉地学研究所実施の水質等調査では、本井戸は座間丘陵と中津川段丘面境の段丘崖下部から湧出する崖線湧水で、水質の分析から浅層地下水の特徴を示しているとの結果を得た。しかしながら陽イオン成分や微量成分においてマグネシウム比や鉄、マンガン濃度が高く、地表からの浸透の影響を受ける陰イオンの組成も、近隣比較対象地点（海老名市亀島湧水、座間市大下湧水）とは異なり、独鈷井戸とも異なる水質組成比である結果が得られている。この理由については局所的な地質の影響、若しくは井戸内の滞留中に生じた影響がある可能性もあるとの見解を得ている。

民俗学的な観点からでは、当井戸の弘法大師伝説について確認したが、残念ながら昭和 50 年代以前に記されたものは確認できず、比較記新しい「昔話」である可能性がある。しかしながら全国的に弘法伝説のある湧水はその水質成分が周辺の湧水などと異なる特徴を持つ水である事例もあり、本井戸についてもその特徴を備えている可能性はある。

本井戸は、現時点で発掘調査は実施しておらず、考古学的な所見は得られてはいないものの、市域に現存する数少ない湧水である。また室町時代に再建された寺院のゆかりを示すとともに、「今泉」の地名の由来となった湧水と考えられる。当地の歴史や文化を理解する上で貴重な遺構として登録し、保存活用すべきものである。



三日月井戸（南から）

令和6年3月18日

海老名市教育委員会 殿



海老名市文化財保護審議会  
会長 浜田 弘明



海老名市登録文化財の登録について（答申）

令和6年2月9日付海教総発第101号の2で諮問を受けた独鈷井戸の海老名市登録文化財の登録について、当審議会において審議を行った結果、海老名市登録文化財に登録し、保存活用を図るべきとの結論を得ましたので、登録理由を付して答申します。

記

1. 名 称 独鈷井戸
2. 区 分 登録史跡
3. 所在地 海老名市上今泉四丁目 847 番 4 の一部
4. 員 数 1 基
5. 面 積 24.79 m<sup>2</sup>
6. 時 代 江戸時代～昭和 30 年代
7. 登録理由

別添のとおり

## 登録理由書

名称： 独鈷井戸（どうこいど・どっこいど）  
区分： 登録史跡  
所在地： 海老名市上今泉四丁目 847 番 4 の一部  
員数： 1 基  
面積： 24.79 m<sup>2</sup>  
所有者： 海老名市  
時代： 江戸時代～昭和 30 年代

独鈷井戸は、常泉院の山門脇にある湧水である。現況は周囲を石積みで囲まれており、北東側は崖状に高く、南西側は比較的平坦に石が敷かれている。あふれた水は南側の U 字溝に流れ、細い水路に通じ、南側には井戸への往来に使用された道がある。通常時の水深は 0.4～0.5m であるが、安全のため埋め戻されており、以前は現在より深かった。水位は大雨の際には上昇するが、1 年を通じて保たれている。市域に存する数少ない湧水であり、本井戸と三日月井戸の他に周辺の相模野台地中津原面上に湧水はみられない。

本井戸に関連する記録としては、『新編相模国風土記稿』の高座郡上今泉村の項に、天文 19 年常泉院が寺号を改めた際「境内深谷中より清泉常に湧出するを以寺号を得たり」とあり、万治 2 年編纂とされる『鷹倉社寺考』にも同様の記載がある。常泉院の前身寺院は文治年間に開かれた今泉山福泉寺とされ、その名称も泉に由来することがうかがえる。これらの山号、寺号は本井戸又は三日月井戸の湧水が由来と考えられる。

また明治 12 年 11 月の皇国地誌稿本「上今泉村村誌」においても、常泉院境内の「谷間ヨリ一水発ス、之ヲ常泉或ハ泉川ト称」し、「其流二因テ水田ヲ開墾セシヲ以テ今泉村ト名ク」と記される。明治 13 年頃作成の旧公図には本井戸とその流れとみられる水路が記され、図からも少なくとも江戸時代までさかのぼる井戸であると判断される。昭和 30 年頃までは近隣住民により生活用水として利用され、昭和 19～20 年に横須賀市浦郷国民学校が常泉院に学童疎開で滞在した際の教員の記憶として、「裏の泉」の水を炊事洗濯に利用したとの記録がある。

神奈川県温泉地学研究所実施の水質等調査では、独鈷井戸は座間丘陵と中津川段丘面境の段丘崖下部湧出する崖線湧水で、水質の分析から浅層地下水の特徴を示す結果が得られている。近隣の比較対象地点（海老名市亀島湧水、座間市大下湧水）と陽イオン成分は類似しているものの陰イオン組成比がやや異なることから、異なる地表からの涵養の影響を受け湧出していると推察されている。

平成 4 年の民俗調査で、本井戸は地元で昭和初期には「どうこいど」と呼ばれていたと記録している。三日月井戸と同様に弘法大師にかかる昔話は、昭和 50 年代以前の記録は確認できておらず、比較記新しい「昔話」である可能性がある。しかしながら全国的に弘法伝説のある湧水はその水質成分が周辺の湧水などと異なる特徴を持つ水である事例もあり、本井戸についてもその特徴を備えている可能性はある。

本井戸についても発掘調査は実施しておらず、考古学的な所見はないものの、市域に存する数少ない湧水であり、少なくとも江戸時代から近隣住民に利用され、「今泉」の地名の由来となった湧水であると考えられる。当地の歴史や文化を理解する上で貴重な遺構として登録し、保存活用すべきものである。



独鈷井戸（南西から）

報告第 18 号

いじめ等に関する「重大事態事案」の調査結果の報告について

いじめ等に関する「重大事態事案」の調査結果について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和6年4月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

提案理由

いじめ等に関する「重大事態事案」の調査結果について報告したいため